

第 167 号 (令和 6 年 5 月 24 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

【規則】

△	横浜生活利便機能誘導低層住居地区建築条例の施行期日を定める規則【建築局建築企画課】	4
△	横浜市行政サービスコーナー規則の一部を改正する規則【市民局窓口サービス課】	5
△	横浜市保健所長委任規則等の一部を改正する規則【医療局食品衛生課】	6

【告示】

△	横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】	7
△	横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場使用料の収納事務の委託【市民局地域施設課】	8
△	家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】	9
△	家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認辞退【こども青少年局こども施設整備課】	10
△	指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託【健康福祉局環境施設課】	11
△	生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】	12
△	生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】	15
△	生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】	17
△	生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】	19
△	生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	20
△	生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】	22
△	生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】	23
△	生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】	24
△	生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】	25
△	生活保護法に基づく指定介護機関の休止【健康福祉局生活支援課】	28
△	生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】	29
△	令和 6 年度分の横浜市国民健康保険の保険料率【健康福祉局保険年金課】	33
△	令和 6 年度分の横浜市国民健康保険料の賦課額を減ずる額【健康福祉局保険年金課】	34
△	横浜市後期高齢者医療保険料の収納事務の委託【健康福祉局医療援助課】	35
△	保存すべき緑地の指定【みどり環境局公園緑地事業課】	36
△	公共下水道の供用開始【下水道河川局管路保全課】	40
△	終末処理場による下水の処理開始【下水道河川局管路保全課】	41
△	公共下水道の排水施設の方式の変更【下水道河川局管路保全課】	42
△	横浜国際港都建設計画第一種市街地再開発事業の決定【建築局都市計画課】	43
△	横浜国際港都建設計画道路の変更【建築局都市計画課】	44
△	横浜国際港都建設計画用途地域の変更【建築局都市計画課】	45
△	横浜国際港都建設計画高度地区の変更【建築局都市計画課】	48
△	横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域の変更【建築局都市計画課】	49
△	横浜国際港都建設計画都市再生特別地区の変更【建築局都市計画課】	50
△	横浜国際港都建設計画緑化地域の変更【建築局都市計画課】	51
△	横浜国際港都建設計画特別用途地区の変更【建築局都市計画課】	55
△	横浜国際港都建設計画地区計画の変更【建築局都市計画課】	56

△	主要地域生活道路の指定【建築局建築企画課】	57
△	横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾局港湾管財課】	58
△	タッチーくんグッズ売払代金の収納事務の委託【栄区区政推進課】	59
	【公告】	
△	災害対策基本法に基づく指定避難所及び指定緊急避難場所の指定【総務局地域防災課】	60
△	災害対策基本法に基づく指定避難所及び指定緊急避難場所の指定の取消し【総務局地域防災課】	61
△	市有地の売払いに関する一般競争入札の施行【財政局ファシリティマネジメント推進課】	62
△	市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行【にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課】	65
△	大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】	68
△	公園の区域の変更【みどり環境局公園緑地管理課】	69
△	公園の一時利用停止【みどり環境局公園緑地管理課】	70
△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壤環境課】	71
△	同【みどり環境局水・土壤環境課】	72
△	同【みどり環境局水・土壤環境課】	73
△	土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【みどり環境局水・土壤環境課】	74
△	同【みどり環境局水・土壤環境課】	75
△	事後調査結果報告書の提出【みどり環境局環境影響評価課】	76
△	排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】	77
△	排水設備指定工事店の指定の取消し【下水道河川局管路保全課】	78
△	横浜国際港都建設計画道路事業予定地の指定【建築局都市計画課】	79
△	事業予定地の指定に伴う土地の買取りの申出の相手方【建築局都市計画課】	80
△	事業予定地の指定に伴う土地の有償譲渡の届出の相手方【建築局都市計画課】	81
△	建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催【建築局建築企画課】	82
△	同【建築局建築企画課】	83
△	建築協定の認可【建築局建築企画課】	84
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	85
△	同【建築局調整区域課】	86
△	同【建築局調整区域課】	87
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	88
△	同【建築局調整区域課】	89
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	90
△	同【建築局建築指導課】	91
△	同【建築局建築指導課】	92
	【達】	
△	横浜市郵送請求事務センター規程の一部改正【市民局窓口サービス課】	93
	【区告示】	
△	認可地縁団体の告示事項の変更【泉区地域振興課】	94
△	同【神奈川区地域振興課】	95
△	同【泉区地域振興課】	96
△	同【泉区地域振興課】	97

△	同	【泉区地域振興課】	98
△	同	【旭区地域振興課】	99
△	同	【都筑区地域振興課】	100
△	同	【港南区地域振興課】	101
△	同	【南区地域振興課】	102
△	同	【泉区地域振興課】	103
△	同	【泉区地域振興課】	104
△	同	【栄区地域振興課】	105
[水道局]			
△	指定公金事務取扱者の指定及び徴収事務の委託【給水工事受付センター】		106
△	水道局所有地の売払いに関する一般競争入札の施行【資産活用課】		107
[交通局]			
△	横浜市交通局企業職員在宅型テレワーク勤務規程を廃止する規程【人事課】		109
[医療局病院経営本部]			
△	横浜市立市民病院診療費コンビニエンスストア収納事務の委託【市民病院医事課】		110
△	横浜市立市民病院診療費未収債権回収業務の委託【市民病院医事課】		111
[区選挙管理委員会]			
△	選挙人名簿への登録を行う日【神奈川区】		112
△	同	【西区】	113
△	同	【港南区】	114
△	同	【保土ヶ谷区】	115
△	同	【旭区】	116
△	同	【磯子区】	117
△	同	【金沢区】	118
△	同	【港北区】	119
△	同	【緑区】	120
△	同	【青葉区】	121
△	同	【栄区】	122
△	同	【瀬谷区】	123
△	同	【鶴見区】	124
△	同	【中区】	125
△	同	【南区】	126
△	同	【都筑区】	127
△	同	【戸塚区】	128
△	同	【泉区】	129
[人事委員会]			
△	公益的法人等への横浜市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則【調査課】		130
△	I R I S 横浜の職員団体の登録【調査課】		131
[正誤]			132

規 則

横 浜 生 活 利 便 機 能 誘 導 低 層 住 居 地 区 建 築 条 例 の 施 行 期 日 を 定 め る
規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 6 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 規 則 第 51 号

横 浜 生 活 利 便 機 能 誘 導 低 層 住 居 地 区 建 築 条 例 の 施 行 期 日
を 定 め る 規 則

横 浜 生 活 利 便 機 能 誘 導 低 層 住 居 地 区 建 築 条 例 （ 令 和 6 年 2 月 横 浜
市 条 例 第 1 号 ） は 、 令 和 6 年 5 月 24 日 か ら 施 行 す る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市行政サービスコーナー規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 52 号

横浜市行政サービスコーナー規則の一部を改正する規則

横浜市行政サービスコーナー規則（平成 4 年 3 月横浜市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「）の謄本及び抄本」の次に「（戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 120 条の 2 第 1 項第 1 号の規定によりする請求に係るものを除く。）」を加える。

別表第 2 の 2 中「住民票の写し」の次に「（当該住民票から除かれた者に関する事項又は住民票コードの記載があるものを除く。）」を、「住民票記載事項証明書」の次に「（当該証明書に係る住民票から除かれた者に関する事項又は住民票コードについて証明するものを除く。）」を加え、同表中 3 を 4 とし、2 の次に次のように加える。

3 住民票の写し（当該住民票から除かれた者に関する事項又は住民票コードの記載があるものに限る。）及び住民票記載事項証明書（当該証明書に係る住民票から除かれた者に関する事項又は住民票コードについて証明するものに限る。）

受付日	受付時間	交付時間
月曜日から 金曜日まで	午前 7 時 30 分から午後 7 時まで	受付時以降

附 則

この規則は、令和 6 年 5 月 26 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。

横浜市保健所長委任規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月24日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第53号

横浜市保健所長委任規則等の一部を改正する規則

(横浜市保健所長委任規則の一部改正)

第1条 横浜市保健所長委任規則(平成19年3月横浜市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第27項第24号中「第9条第4項」を「第9条第5項」に改める。

第50項第4号中「第38条第2項」を「第53条第2項」に改め、同項第5号中「第38条第5項」を「第53条第5項」に改める。

(横浜市食肉衛生検査所長委任規則の一部改正)

第2条 横浜市食肉衛生検査所長委任規則(昭和45年10月横浜市規則第119号)の一部を次のように改正する。

第1項第8号中「及び同項第4号の規定による警告」を削り、同項第9号中「警告及び」を削る。

第5項第4号中「第38条第2項」を「第53条第2項」に改め、同項第5号中「第38条第5項」を「第53条第5項」に改める。

(横浜市中心卸売市場食品衛生検査所長委任規則の一部改正)

第3条 横浜市中心卸売市場食品衛生検査所長委任規則(平成6年7月横浜市規則第62号)の一部を次のように改正する。

第3号エ中「第38条第2項」を「第53条第2項」に改め、同号オ中「第38条第5項」を「第53条第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

横浜市告示第 201 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 29 条の 4 の 3 の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成 21 年 2 月横浜市告示第 43 号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和 6 年 4 月 10 日	特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド	中区新港二丁目 2 番 1 号	(新) 平成 20 年 1 月 1 日 から令和 11 年 3 月 31 日まで
			(旧) 平成 20 年 1 月 1 日 から令和 6 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 202 号

横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場使用料の収納事務の委託
 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定
 により、横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場使用料の収納事務を次のとお
 り委託した。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
株式会社ハリマビ システム 代表取締役 免 出 一 郎	西区みなとみらい二 丁目 2 番 1 号	令和 6 年 4 月 1 日 から令和 7 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 203 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・
確認

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 2 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 43 条第 1 項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認 年月日	令和 6 年 4 月 1 日
施設種別	小規模保育事業 A 型
施設名称	アスノスひらと保育園東戸塚
設置者	学校法人横浜平成学園
所在地	戸塚区品濃町 516 番地の 8

横浜市告示第 204 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止・確認
 辞退

児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 36 条の 37 第 2 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 48 条の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の廃止を承認し、確認の辞退を受理した。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

廃止年月日	令和 6 年 3 月 31 日
確認辞退年月日	令和 6 年 3 月 31 日
施設種別	小規模保育事業 A 型
施設名称	シェ・ママン保育室
設置者	有限会社松岡
所在地	戸塚区品濃町 548 番地の 12

横浜市告示第 205 号

指定公金事務取扱者の指定及び収納事務の委託
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、収納事務を委託した。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定公金事務取扱者の名称
富士建設工業株式会社
- 2 指定公金事務取扱者の事務所の所在地
新潟市北区島見町 3,307 番地の 16
- 3 指定公金事務取扱者に委託した収納事務に係る歳入
横浜市戸塚斎場小動物焼却施設使用料及び手数料
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 6 年 4 月 1 日
- 5 収納事務の委託をした日
令和 6 年 4 月 1 日

横 浜 市 告 示 第 206 号

生 活 保 護 法 に 基 づ く 医 療 機 関 の 指 定

生 活 保 護 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 144 号 ） 第 49 条 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 （ 平 成 6 年 法 律 第 30 号 ） 第 14 条 第 4 項 の 規 定 に よ る 医 療 機 関 と し て 、 次 の と お り 指 定 し た 。

令 和 6 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 診 療 所 又 は 薬 局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
令 和 6 年 1 月 1 日	抱 星 デ ン タ ル ク リ ニ ッ ク	保 土 ケ 谷 区 天 王 町 1 丁 目 15 番 地 の 5
令 和 6 年 2 月 1 日	港 南 ひ ふ 科 医 院	港 南 区 上 大 岡 東 一 丁 目 9 番 5 号
令 和 6 年 2 月 26 日	ク リ エ イ ト 薬 局 上 永 谷 駅 前 店	港 南 区 丸 山 台 一 丁 目 14 番 6 号
令 和 6 年 3 月 1 日	ひ ま わ り 薬 局	南 区 別 所 三 丁 目 8 番 3 号
同	み ら い 在 宅 若 葉 台 診 療 所	旭 区 若 葉 台 一 丁 目 3 番
同	O F F I C E 『 E R 』 横 浜 歯 科 診 療 所	都 筑 区 中 川 中 央 一 丁 目 2 番 11 号
令 和 6 年 4 月 1 日	わ か た け ク リ ニ ッ ク	神 奈 川 区 平 川 町 4 番 地 の 1
同	横 浜 関 内 フ ァ ミ リ ー ク リ ニ ッ ク	中 区 長 者 町 4 丁 目 11 番 地 の 7
同	横 浜 日 ノ 出 町 呼 吸 器 内 科 ・ 内 科 ク リ ニ ッ ク	中 区 日 ノ 出 町 1 丁 目 30 番 地 の 4
同	横 浜 や ま て 耳 鼻 咽 喉 科	中 区 大 和 町 2 丁 目 48 番 地 の 7
同	よ こ は ま す み れ 皮 ふ 科	保 土 ケ 谷 区 宮 田 町 1 丁 目 5 番 地 の 10
同	お う ち 診 療 所 二 俣 川	旭 区 万 騎 が 原 34 番 地 の 9
同	若 葉 台 泌 尿 器 科 ク リ ニ ッ ク	旭 区 若 葉 台 二 丁 目 22 番 106 号
同	び す け っ と ク リ ニ ッ ク	港 北 区 菊 名 四 丁 目 4 番 22 号
同	横 浜 綱 島 フ ォ レ ス ト	港 北 区 綱 島 西 二 丁 目

	在宅クリニック	7 番 3 号
同	横浜綱島フォレスト 消化器内科・内視鏡 クリニック	港北区綱島東一丁目 9 番 10 号
同	季喜ホームクリニッ ク新横浜	港北区大豆戸町 1,16 8 番地の 2
同	鴨居整形外科	緑区鴨居三丁目 1 番 3 号
同	ウェルビー薬局十日 市場店	緑区十日市場町 803 番地の 2
同	地域・総合クリニッ ク十日市場	緑区十日市場町 819 番地の 3
同	長津田厚生クリニッ ク	緑区長津田四丁目 23 番 1 号
同	仲町台メンタルクリ ニック	都筑区仲町台一丁目 27 番 7 号
同	仲町台駅前歯科	都筑区仲町台一丁目 32 番 4 号
同	ココカラファイン薬 局東戸塚店	戸塚区品濃町 516 番 地の 11
同	東戸塚眼科クリニッ ク	戸塚区品濃町 516 番 地の 11
同	東戸塚耳鼻咽喉科ク リニック	戸塚区品濃町 516 番 地の 11
同	横浜きくち内科・糖 尿病クリニック東戸 塚院	戸塚区品濃町 516 番 地の 11
同	メディカルパーク戸 塚	戸塚区戸塚町 16 番地 の 1
同	岩間歯科	戸塚区戸塚町 4,887 番地の 9
同	ココカラファイン薬 局ゆめが丘店	泉区下飯田町 1,611 番地の 1
同	クリエイト薬局泉新 橋町店	泉区新橋町 859 番地 の 1
令和 6 年 4 月 10 日	オリーブ薬局山手店	中区大和町 2 丁目 32 番地の 4
令和 6 年 4 月 23 日	イオン薬局横浜高田 店	港北区高田西一丁目 1 番 47 号

令和 6 年 5 月 1 日	たけのこメディカル パーク分院内科・消 化器・内視鏡クリニ ック	青葉区青葉台二丁目 9 番地の 2
同	いそべ歯科医院	泉区弥生台 25 番地の 1

2 指定訪問看護事業者

指定年月 日	事業者の名 称	主たる事務 所の所在地	訪問看護ステ ーション等の 名称	訪問看護ステ ーション等の 所在地
令和 6 年 1 月 1 日	一般社団法 人愛楽園	磯子区丸山 一丁目 15 番 1 号	あい訪問看護 ・リハビリス テーション特 別支援センタ ー	中区松影町 3 丁目 11 番地の 2
令和 6 年 3 月 1 日	株式会社 S H I M A M O N D E S I G N	中区山下町 219 番地	Y O K O H A M A 訪問看護 ステーション	中区山下町 21 9 番地

横浜市告示第 207 号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	氏名	名称	所在地
令和 6 年 3 月 1 日	青木春香	はり・きゅう・ マッサージグッ ドライブサポー ト	神奈川県七島町 10 6 番地の 7
同	渥見建太	同	同
令和 6 年 5 月 1 日	勝呂由美子	あぷりこっとは うす治療院	鶴見区北寺尾一丁 目 3 番 5 号
同	新井明子	木花鍼灸マッサ ージ室	鶴見区駒岡三丁目 34 番 3 号
同	三宮久知	きくな鍼灸マッ サージ治療院	神奈川県西寺尾二 丁目 24 番 2 号
同	赤澤浩二郎	訪問はりきゅう マッサージメッ ク治療院	中区日ノ出町 1 丁 目 76 番地の 1
同	深海綾子	開設なし	港南区丸山台一丁 目 16 番 27 号
同	岩谷紘大	訪問鍼灸マッサ ージ笑楽	港北区大豆戸町 42 8 番地
同	古谷直樹	はり・きゅう・ マッサージみど りの風横浜青葉	青葉区田奈町 13 番 地の 10
同	齊藤恵美	さくら鍼灸院戸 塚院	戸塚区吉田町 884 番地
同	森正太	弥生台いちらく 鍼灸院	泉区弥生台 51 番地 の 9
同	森正太	弥生台いちらく 接骨院	泉区弥生台 51 番地 の 9
同	深尾波留香	はり・きゅう・ あん摩マッサ ージ K E I R O W	東京都世田谷区宇 奈根 3 丁目 3 番 3 号

	二子玉川ステーション	
--	------------	--

横浜市告示第 208 号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中竹春

1 診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
令和 5 年 10 月 1 日	(新) S o l a C l i n i c	都筑区北山田二丁目 2 番 1 号
	(旧) B i r t h & L a d i e s ' C l i n i c S o l a	
令和 6 年 2 月 1 日	(新) ユニスマイル薬局かた くら店	神奈川区片倉一丁目 16 番 10 号
	(旧) かたくら薬局	
同	(新) ユニスマイル薬局浦舟 店	南区浦舟町 1 丁目 1 番地 の 24
	(旧) あげぼの薬局浦舟店	
同	(新) ユニスマイル薬局貝の 坂店	都筑区川和町 104 番地
	(旧) なかじま薬局貝の坂店	
令和 6 年 3 月 1 日	(新) みよの台薬局三ツ沢店	神奈川区三ツ沢下町 12 番 5 号
	(旧) 志宝薬局三ツ沢店	
同	(新) 日本調剤横浜山手薬局	中区大和町 1 丁目 6 番地 の 4
	(旧) ななほし薬局山手駅前 通り店	
同	(新) 日本調剤日吉薬局	港北区箕輪町一丁目 24 番 9 号
	(旧) ななほし薬局日吉店	
令和 6 年 3 月 6 日	(新) つかさ薬局中山店	緑区中山一丁目 22 番 23 号
	(旧) つかさ薬局	

2 変更訪問看護事業者等

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和 5 年	株式会社す	鶴見区寺谷	(新) 母と子の訪	鶴見区寺谷二

4 月 1 日	まいるまま	二丁目 15 番 18 号	問看護めぐみ (旧)訪問看護ス テーションめ ぐみ	丁目 15 番 18 号
令和 6 年 3 月 1 日	株式会社 O A 総研	東京都新宿 区西新宿 1 丁目 22 番 2 号	(新)ナースステ ーションメヴ ィアン横浜上 大岡 (旧)O H I S A M A ナースス テーション横 浜上大岡	港南区大久保 三丁目 5 番 53 号

横浜市告示第 209 号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	氏名	名称	所在地
平成 27 年 9 月 1 日	田中賞治	(新)あさひ堂マッサージ治療院	港北区日吉本町二丁目 46 番 16 号
		(旧)あさひ堂治療院	
令和 6 年 3 月 22 日	松川蘭	(新)株式会社 H A S C 事業団さくら訪問マッサージ	(新)神奈川県沢渡 1 番地の 2
		(旧)イルカ鍼灸マッサージ院 糞谷	(旧)東京都大田区西糞谷 4 丁目 3 番 7 号
令和 6 年 3 月 26 日	大嶋和成	(新)開設なし	(新)緑区長津田五丁目 2 番 27 号
		(旧)クローバーマッサージ治療院	(旧)都筑区すみれが丘 13 番地の 6
令和 6 年 4 月 1 日	小泉光平	(新)戸塚あおば整骨院	(新)戸塚区戸塚町 10 番地
		(旧)港南台あおば整骨院	(旧)港南区港南台九丁目 1 番 2 号
同	大野龍一	(新)自由が丘あおば整骨院	(新)東京都目黒区自由が丘 1 丁目 9 番 4 号
		(旧)戸塚あおば整骨院	(旧)戸塚区戸塚町 10 番地

横浜市告示第 210 号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中竹春

診療所又は薬局

廃止年月日	名称	所在地
令和 5 年 12 月 27 日	タカオメディカルクリニク	保土ヶ谷区帷子町 2 丁目 85 番地
令和 5 年 12 月 31 日	A B 薬局	磯子区西町 15 番 7 号
令和 6 年 1 月 31 日	港南ひふ科医院	港南区上大岡東一丁目 9 番 5 号
同	松岡クリニック	緑区中山一丁目 5 番 8 号
令和 6 年 2 月 25 日	クリエイト薬局上永谷駅前店	港南区丸山台一丁目 15 番 28 号
令和 6 年 2 月 26 日	大関薬局	港北区日吉本町四丁目 11 番 2 号
令和 6 年 2 月 29 日	有限会社ひまわり薬局	南区別所三丁目 8 番 3 号
同	医療法人社団湘仁会二俣川アイ眼科	旭区二俣川 1 丁目 4 番地の 1
同	若葉台診療所	旭区若葉台一丁目 3 番 115 号
同	よこはまクリニック	緑区十日市場町 849 番地の 6
同	ひばり薬局東本郷店	緑区東本郷一丁目 2 番 11 号
同	センター南デンタルオフィス	都筑区茅ヶ崎南五丁目 1 番 53 号
同	東戸塚ホームケアクリニック	戸塚区川上町 177 番地の 1
令和 6 年 3 月 10 日	上飯田デンタルクリニック	泉区上飯田町 2,653 番地の 6
令和 6 年 3 月 11 日	すずき歯科口腔外科	緑区長津田四丁目 5 番 4 号

令和 6 年 3 月 31 日	な の 花 薬 局 横 浜 本 郷 町 店	中 区 本 郷 町 2 丁 目 45 番 地 の 3
同	も り 小 児 科	港 南 区 港 南 台 三 丁 目 3 番 1 号

横 浜 市 告 示 第 211 号

生活保護法に基づく指定施術者の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定施術者を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 6 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

廃止年月日	氏名	名称	所在地
令和 3 年 2 月 1 日	村 田 満 洲 男	治療院 ころろぎ	金 沢 区 泥 亀 二 丁 目 8 番 18 号
令和 5 年 11 月 30 日	恩 田 淳 史	ゆうき堂 たかつ 治療院	港 北 区 高 田 西 五 丁 目 40 番 19 号

横浜市告示第 212 号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関に次のとおりその指定の辞退があった。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中竹春

診療所又は薬局

辞退年月日	名称	所在地
令和 6 年 2 月 1 日	馬車道慶友クリニック	中区海岸通 5 丁目 25 番地の 2
令和 6 年 3 月 25 日	井上耳鼻咽喉科	南区別所三丁目 8 番 3 号
令和 6 年 4 月 2 日	ピュオールデンタルクリニック横濱関内	中区常盤町 2 丁目 11 番地の 1
令和 6 年 4 月 30 日	津崎小児科	鶴見区豊岡町 38 番 32 号
同	なのはな歯科クリニック	緑区鴨居四丁目 3 番 15 号

横浜市告示第 213 号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 3 月 1 日	中村昌人	港北区高田 西一丁目 16 番 20 号	中村歯科医 院	港北区高田 西一丁目 16 番 20 号

2 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 3 月 1 日	中村昌人	港北区高田 西一丁目 16 番 20 号	中村歯科医 院	港北区高田 西一丁目 16 番 20 号

横浜市告示第 214 号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中竹春

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 3 月 1 日	株式会社 プレアデス	南区庚台 22 番地	(新) 訪問介護 H S ひな	南区庚台 22 番地
			(旧) ケアセンターすばる	
令和 6 年 4 月 1 日	株式会社 アカリエ	(新) 港南区上大岡西一丁目 6 番 1 号	(新) A - S m i l e 二俣川	(新) 旭区二俣川 1 丁目 4 番地の 3
		(旧) 神奈川区台町 8 番地の 14	(旧) アカリエ二俣川駅前ご自宅訪問介護サービス	(旧) 旭区二俣川 2 丁目 22 番地

2 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 3 月 12 日	一般社団法人 R O O T	(新) 金沢区釜利谷東二丁目 18 番 22 号	訪問看護ステーション l e a f	(新) 金沢区釜利谷東二丁目 18 番 22 号
		(旧) 金沢区釜利谷東三丁目 6 番 37 号		(旧) 金沢区釜利谷東三丁目 6 番 37 号

3 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 1 月 1 日	みよの台薬局株式会社	(新) 東京都豊島区南池袋 2 丁目 25 番 5 号	(新) みよの台薬局 中沢店	旭区中沢三丁目 21 番 20 号
		(旧) 東京都足	(旧) なつめ薬局	

		立 区 本 木 北 町 14 番 10 号	
--	--	--------------------------	--

4 居宅介護支援事業者

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和 3 年 7 月 4 日	合同会社ア ケビア	(新) 港 北 区 日 吉 本 町 二 丁 目 31 番 2 号	あ け び ケ ア	(新) 港 北 区 日 吉 本 町 二 丁 目 31 番 2 号
		(旧) 港 北 区 日 吉 一 丁 目 5 番 28 号		(旧) 港 北 区 日 吉 一 丁 目 5 番 28 号
令和 6 年 3 月 1 日	株式会社プ レアデス	南 区 庚 台 22 番 地	(新) 居 宅 介 護 支 援 ひ な	南 区 庚 台 22 番 地
			(旧) 居 宅 介 護 支 援 す ば る	
同	株式会社ひ とはな	瀬 谷 区 阿 久 和 西 三 丁 目 3 番 地 の 4	ひ と は な み ど り	(新) 緑 区 中 山 一 丁 目 5 番 25 号
				(旧) 緑 区 い ぶ き 野 31 番 地 の 1

5 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 3 月 12 日	一般社団法 人 R O O T	(新) 金 沢 区 釜 利 谷 東 二 丁 目 18 番 22 号	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン l e a f	(新) 金 沢 区 釜 利 谷 東 二 丁 目 18 番 22 号
		(旧) 金 沢 区 釜 利 谷 東 三 丁 目 6 番 37 号		(旧) 金 沢 区 釜 利 谷 東 三 丁 目 6 番 37 号

6 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和 6 年 1 月 1 日	みよの台薬 局株式会社	(新) 東 京 都 豊 島 区 南 池 袋 2 丁 目 25 番 5 号	(新) み よ の 台 薬 局 中 沢 店	旭 区 中 沢 三 丁 目 21 番 20 号
		(旧) 東 京 都 足 立 区 本 木 北 町 14 番 10 号	(旧) な つ め 薬 局	

7 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援総合事業所の名称	介護予防・日常生活支援総合事業所の所在地
令和 6 年 3 月 1 日	株式会社 プレアデス	南区庚台 22 番地	(新)訪問介護 H S ひな	南区庚台 22 番 地
			(旧)ケアセンタ ーすばる	

横浜市告示第 215 号

生活保護法に基づく指定介護機関の休止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり休止した旨の届出があった。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中竹春

居宅介護支援事業者

休止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和 6 年 4 月 1 日	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町 1 丁目 4 番 14 号	アースサポート横浜	西区岡野二丁目 2 番 20 号

横浜市告示第 216 号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中竹春

1 介護保険施設（介護療養型医療施設）

廃止年月日	名称	所在地
令和 6 年 3 月 31 日	十慈堂病院	戸塚区南舞岡一丁目 23 番 9 号

2 居宅介護事業者（訪問介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 3 月 31 日	ひかりケアセンター株式会社	鶴見区栄町通 4 丁目 42 番地の 7	ひかりケアセンター	鶴見区栄町通 4 丁目 42 番地の 7
同	合同会社リズム	神奈川区片倉一丁目 17 番 3 - 11 号	のげざか訪問介護	中区吉浜町 1 番地の 9
同	有限会社ゆきよし	金沢区六浦南四丁目 6 番 14 号	セントケアウィル金沢	金沢区泥亀二丁目 8 番 14 号
同	特定非営利活動法人らしく並木	金沢区長浜 106 番地の 8	特定非営利活動法人らしく並木訪問介護サービス	金沢区長浜 106 番地の 8

3 居宅介護事業者（訪問入浴介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和 6 年 3 月 31 日	有限会社ゆきよし	金沢区六浦南四丁目 6 番 14 号	セントケアウィル金沢	金沢区泥亀二丁目 8 番 14 号

4 居宅介護事業者（訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地

令和 6 年 3 月 31 日	株式会社ニチイ 学館	東京都千代 田区神田駿 河台 4 丁目 6 番地	ニチイケア センター樽 町訪問看護 ステーショ ン	港北区樽町 四丁目 9 番 30 号
--------------------	---------------	-----------------------------------	---------------------------------------	--------------------------

5 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

廃止年月 日	事業者の名称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事 業所の名称	居宅介護事 業所の所在 地
令和 6 年 2 月 29 日	松 本 伸 明	都筑区すみ れが丘 18 番 地の 25	東戸塚ホー ムケアクリ ニック	戸塚区川上 町 177 番地 の 1
令和 6 年 3 月 31 日	株式会社なの花 東日本	東京都港区 虎ノ門 1 丁 目 1 番 18 号	なの花薬局 横浜本郷町 店	中区本郷町 2 丁目 45 番 地の 3

6 居宅介護事業者（通所介護）

廃止年月 日	事業者の名称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事 業所の名称	居宅介護事 業所の所在 地
令和 6 年 3 月 31 日	社会福祉法人横 浜市福祉サービ ス協会	西区桜木町 6 丁目 31 番 地	社会福祉法 人横浜市福 祉サービス 協会新鶴見 ホーム	鶴見区江ケ 崎町 2 番 42 号

7 居宅介護事業者（認知症対応型通所介護）

廃止年月 日	事業者の名称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事 業所の名称	居宅介護事 業所の所在 地
令和 6 年 3 月 31 日	社会福祉法人横 浜市福祉サービ ス協会	西区桜木町 6 丁目 31 番 地	社会福祉法 人横浜市福 祉サービス 協会新鶴見 ホーム	鶴見区江ケ 崎町 2 番 42 号
同	社会福祉法人朋 光会	戸塚区名瀬 町 1,566 番 地	横浜市南戸 塚地域ケア プラザ	戸塚区戸塚 町 2,626 番 地の 13

8 居宅介護事業者（小規模多機能型居宅介護）

廃止年月 日	事業者の名称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事 業所の名称	居宅介護事 業所の所在 地
-----------	--------	----------------	----------------	---------------------

令和 6 年 3 月 31 日	株式会社トーケ ン	旭区上白根 一丁目 33 番 1 号	ふれあいの 里たちばな	旭区上白根 一丁目 34 番 8 号
--------------------	--------------	--------------------------	----------------	--------------------------

9 居宅介護事業者（認知症対応型共同生活介護）

廃止年月 日	事業者の名称	主たる事務 所の所在地	居宅介護事 業所の名称	居宅介護事 業所の所在 地
令和 6 年 3 月 31 日	特定非営利活動 法人加齢ライス	青葉区桂台 二丁目 38 番 地の 15	ほのぼのほ 一む	金沢区釜利 谷東七丁目 14 番 29 号

10 居宅介護支援事業者

廃止年月 日	事業者の名称	主たる事務 所の所在地	居宅介護支 援事業所の 名称	居宅介護支 援事業所の 所在地
令和 6 年 3 月 31 日	特定非営利活動 法人らしく並木	金沢区長浜 106 番地の 8	特定非営利 活動法人ら しく並木居 宅介護支援 サービス	金沢区長浜 106 番地の 8

11 介護予防事業者（介護予防訪問入浴介護）

廃止年月 日	事業者の名称	主たる事務 所の所在地	介護予防事 業所の名称	介護予防事 業所の所在 地
令和 6 年 3 月 31 日	有限会社ゆきよ し	金沢区六浦 南四丁目 6 番 14 号	セントケア ウィル金沢	金沢区泥亀 二丁目 8 番 14 号

12 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

廃止年月 日	事業者の名称	主たる事務 所の所在地	介護予防事 業所の名称	介護予防事 業所の所在 地
令和 6 年 3 月 31 日	株式会社ニチイ 学館	東京都千代 田区神田駿 河台 4 丁目 6 番地	ニチイケア センター樽 町訪問看護 ステーション	港北区樽町 四丁目 9 番 30 号

13 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

廃止年月 日	事業者の名称	主たる事務 所の所在地	介護予防事 業所の名称	介護予防事 業所の所在 地

令和 6 年 2 月 29 日	松 本 伸 明	都 筑 区 す み れ が 丘 18 番 地 の 25	東 戸 塚 ホ ー ム ケ ア ク リ ニ ッ ク	戸 塚 区 川 上 町 177 番 地 の 1
令和 6 年 3 月 31 日	株 式 会 社 な の 花 東 日 本	東 京 都 港 区 虎 ノ 門 1 丁 目 1 番 18 号	な の 花 薬 局 横 浜 本 郷 町 店	中 区 本 郷 町 2 丁 目 45 番 地 の 3

14 介護予防事業者（介護予防小規模多機能型居宅介護）

廃止年月 日	事業者の名称	主たる事務 所の所在地	介護予防事 業所の名称	介護予防事 業所の所在 地
令和 6 年 3 月 31 日	株 式 会 社 ト ー ケ ン	旭 区 上 白 根 一 丁 目 33 番 1 号	ふ れ あ い の 里 た ち ば な	旭 区 上 白 根 一 丁 目 34 番 8 号

横浜市告示第 217 号

令和 6 年度分の横浜市国民健康保険の保険料率

横浜市国民健康保険条例（昭和 35 年 12 月横浜市条例第 35 号）第 16 条第 1 項及び第 2 項並びに第 16 条の 6 第 1 項及び第 2 項並びに第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定により、令和 6 年度分の横浜市国民健康保険の保険料率を次のように定めた。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中竹春

- 1 基礎賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 0.0883
 - (2) 被保険者均等割 40,050 円
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 0.0265
 - (2) 被保険者均等割 12,460 円
- 3 介護納付金賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 0.0308
 - (2) 被保険者均等割 15,740 円

横浜市告示第 218 号

令和 6 年度分の横浜市国民健康保険料の賦課額を減ずる額

横浜市国民健康保険条例（昭和 35 年 12 月横浜市条例第 35 号）第 19 条の 2 第 1 項並びに横浜市国民健康保険条例施行規則（昭和 36 年 3 月横浜市規則第 10 号。以下「規則」という。）第 12 条第 3 項及び第 12 条の 2 第 2 項の規定により、令和 6 年度分の横浜市国民健康保険料の賦課額を減ずる額を次のとおり定めた。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中竹春

1 基礎賦課額

(1)	規則第 12 条第 3 項第 1 号に規定する額	28,035 円
(2)	規則第 12 条第 3 項第 2 号に規定する額	20,025 円
(3)	規則第 12 条第 3 項第 3 号に規定する額	8,010 円
(4)	規則第 12 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する額	6,008 円
(5)	規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する額	10,013 円
(6)	規則第 12 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する額	16,020 円
(7)	規則第 12 条の 2 第 2 項第 4 号に規定する額	20,025 円

2 後期高齢者支援金等賦課額

(1)	規則第 12 条第 3 項第 1 号に規定する額	8,722 円
(2)	規則第 12 条第 3 項第 2 号に規定する額	6,230 円
(3)	規則第 12 条第 3 項第 3 号に規定する額	2,492 円
(4)	規則第 12 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する額	1,869 円
(5)	規則第 12 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する額	3,115 円
(6)	規則第 12 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する額	4,984 円
(7)	規則第 12 条の 2 第 2 項第 4 号に規定する額	6,230 円

3 介護納付金賦課額

(1)	規則第 12 条第 3 項第 1 号に規定する額	11,018 円
(2)	規則第 12 条第 3 項第 2 号に規定する額	7,870 円
(3)	規則第 12 条第 3 項第 3 号に規定する額	3,148 円

横 浜 市 告 示 第 219 号

横 浜 市 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料 の 収 納 事 務 の 委 託

高 齢 者 の 医 療 の 確 保 に 関 す る 法 律 (昭 和 57 年 法 律 第 80 号) 第 114 条 の 規 定 に よ り 、 横 浜 市 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料 の 収 納 事 務 を 次 の と お り 委 託 し た 。

令 和 6 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
三 菱 U F J ニ コ ス 株 式 会 社 代 表 取 締 役 角 田 典 彦	東 京 都 文 京 区 本 郷 3 丁 目 33 番 5 号	令 和 6 年 4 月 1 日 か ら 令 和 7 年 3 月 31 日 ま で

横浜市告示第 220 号

保存すべき緑地の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和 48 年 6 月横浜市条例第 47 号）
第 7 条第 1 項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を
指定した。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中竹春

保存すべき緑地	指定地域	指定期間
緑地保存地区	鶴見区駒岡一丁目 195 番の 1 の一部 西区南軽井沢 58 番の 1 の一部、60 番の 1 の一部、60 番の 2 の一部及び 60 番の 3 の一部 南区蒔田町 932 番の 1 の一部及び 932 番の 4 の一部 港南区港南二丁目 1,266 番 保土ヶ谷区岩崎町 66 番の 1、68 番の 5、71 番の 2 の一部、71 番の 3 及び 71 番の 4 保土ヶ谷区月見台 292 番の一部及び 293 番の一部 磯子区岡村四丁目 719 番の 1 の一部 磯子区汐見台 1 丁目 7 番の 5 磯子区中原四丁目 481 番の 2 及び 490 番の 1 の一部 金沢区釜利谷南一丁目 1,363 番の 1 金沢区釜利谷南二丁目 1,364 番の 14 金沢区瀬戸 4,507 番の 1 の一部 金沢区富岡東四丁目 16 番	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 16 年 3 月 31 日まで

	<p>の 1 の 一 部 金 沢 区 富 岡 東 五 丁 目 1,72 4 番 の 1 か ら 1,724 番 の 6 ま で 、 1,725 番 、 1,72 6 番 の 1 、 1,726 番 の 2 、 1,728 番 の 1 の 一 部 、 1,728 番 の 2 の 一 部 及 び 1,728 番 の 3 の 一 部 金 沢 区 六 浦 東 一 丁 目 260 番 の 1 の 一 部 、 270 番 の 4 の 一 部 、 274 番 の 一 部 、 275 番 の 一 部 及 び 310 番 の 1 の 一 部 金 沢 区 六 浦 東 三 丁 目 537 番 の 1 の 一 部 港 北 区 大 倉 山 二 丁 目 1,68 8 番 の 一 部 港 北 区 小 机 町 1,421 番 の 1 の 一 部 、 1,421 番 の 2 、 1,421 番 の 3 、 1,448 番 の 1 の 一 部 、 1,449 番 の 1 の 一 部 、 1,455 番 の 1 の 一 部 、 1,459 番 の 1 の 一 部 及 び 1,459 番 の 7 の 一 部 港 北 区 新 吉 田 東 一 丁 目 90 5 番 の 1 の 一 部 及 び 1,01 7 番 の 一 部 港 北 区 綱 島 東 二 丁 目 1,07 0 番 の 1 及 び 1,073 番 の 3 青 葉 区 奈 良 町 2,846 番 の 26 都 筑 区 加 賀 原 二 丁 目 2 番 の 1 の 一 部 戸 塚 区 戸 塚 町 3,499 番 の 7 の 一 部 栄 区 鍛 冶 ケ 谷 二 丁 目 236 番 の 1 の 一 部</p>	
源流の森保存	港南区野庭町 1,868 番の	令和 6 年 4 月 1 日から

地区

1、1,869 番の 2、1,996 番の 1 の一部、1,996 番の 3 の一部、1,996 番の 5 から 1,996 番の 8 まで及び 2,011 番の 1
 旭区今川町 50 番の 3
 旭区上川井町 1,551 番の 1、2,250 番の一部、2,251 番、2,252 番の 1、2,252 番の 3 及び 2,252 番の 4
 旭区川島町 1,591 番の 2 の一部、1,592 番の 1、1,593 番の 1 及び 1,594 番
 旭区善部町 145 番の 8 の一部、147 番の 2、147 番の 8、148 番の 1 及び 148 番の 2
 旭区都岡町 83 番の 1 の一部、83 番の 2 及び 90 番の 3
 港北区新吉田町 4,038 番の 1 の一部、4,094 番の 1 の一部、4,161 番の 1 の一部、4,169 番の 1 の一部、4,172 番の一部、4,511 番のイの一部、4,521 番の一部、4,526 番の一部、4,529 番、4,530 番、5,265 番、5,266 番の 1、5,321 番から 5,324 番まで、5,326 番から 5,328 番まで、5,426 番の一部、5,429 番の 2、5,431 番、5,438 番から 5,442 番まで、5,444 番及び 5,795 番
 緑区三保町 783 番、842 番、852 番の一部、853

令和 16 年 3 月 31 日まで

番、 860 番、 861 番、 86
 2 番の 1、 862 番の 2、
 898 番の 1、 898 番の 2
 、 898 番の 5、 899 番の
 1、 899 番の 3、 899 番
 の 6 及び 899 番の 7
 青葉区恩田町 1,889 番の
 3、 1,907 番及び 2,295
 番の 1
 青葉区寺家町 437 番、 57
 3 番の 1、 574 番及び 57
 5 番の 1
 都筑区大熊町 395 番の一
 部、 399 番の 1 の一部、
 413 番の 3、 414 番、 41
 5 番及び 417 番の 3
 都筑区大榎町 633 番、 63
 4 番、 635 番の 3、 638
 番の 1、 638 番の 10 及び
 638 番の 11
 都筑区折本町 1,504 番の
 1 の一部、 1,507 番及び
 1,508 番
 都筑区南山田町 3,794 番
 の 1 の一部及び 3,796 番
 の 1 の一部
 戸塚区川上町 804 番の 1
 戸塚区汲沢町 310 番の 3
 の一部
 戸塚区東俣野町 1,348 番
 の 1
 戸塚区俣野町 597 番の 2
 の一部
 泉区新橋町 1,813 番の 1
 及び 1,813 番の 2
 瀬谷区阿久和南一丁目 38
 番の 8 から 38 番の 12 まで
 及び 38 番の 17

横浜市告示第 221 号

公共下水道の供用開始

次のとおり公共下水道の供用を開始する。

その関係図面は、下水を公共下水道に流入させなければならない区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中竹春

排水施設の方 式	下水を公共下水道に流入させなければなら ない区域	供用開始 年月日
合流式	鶴見区東寺尾二丁目の一部 港北区師岡町の一部	令和 6 年 5 月 24 日
分流式	港北区鳥山町の一部 緑区白山四丁目の一部 戸塚区上矢部町の一部 泉区岡津町の一部 瀬谷区阿久和東一丁目の一部	

横浜市告示第 222 号

終末処理場による下水の処理開始

次のとおり終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、終末処理場による下水の処理を開始する区域を所管する土木事務所において、告示の日から一般の縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

終末処理場の名称	終末処理場の位置	終末処理場による下水の処理を開始する区域	処理開始年月日
横浜市下水道河川局北部第一水再生センター	鶴見区元宮二丁目6番1号	港北区師岡町の一部	令和 6 年 5 月 24 日
横浜市下水道河川局神奈川水再生センター	神奈川区千若1丁目1番地	鶴見区東寺尾二丁目の一部	
横浜市下水道河川局港北水再生センター	港北区大倉山七丁目40番1号	港北区鳥山町の一部	
横浜市下水道河川局都筑水再生センター	都筑区佐江戸町25番地	緑区白山四丁目の一部	
横浜市下水道河川局栄第二水再生センター	栄区長沼町82番地	戸塚区上矢部町の一部 泉区岡津町の一部 瀬谷区阿久和東一丁目 の一部	

横 浜 市 告 示 第 223 号

公 共 下 水 道 の 排 水 施 設 の 方 式 の 変 更

金 沢 区 釜 利 谷 東 二 丁 目 の 一 部 に お け る 公 共 下 水 道 の 排 水 施 設 の 方 式 を 、 合 流 式 か ら 分 流 式 に 変 更 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 下 水 を 公 共 下 水 道 に 流 入 さ せ な け れ ば な ら ぬ 区 域 を 所 管 す る 土 木 事 務 所 に お い て 、 告 示 の 日 か ら 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市告示第 224 号

横浜国際港都建設計画第一種市街地再開発事業の決定
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画第一種市街地再開発事業を次のとおり決定した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画第一種市街地再開発事業
関内駅前地区第一種市街地再開発事業
- 2 都市計画を定める土地の区域
中区尾上町、蓬萊町、真砂町、万代町及び港町地内

横浜市告示第 225 号

横浜国際港都建設計画道路の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画道路
3・3・2号高島本牧線
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
中区尾上町及び真砂町地内

横浜市告示第 226 号

横浜国際港都建設計画用途地域の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画用途地域を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画用途地域

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

鶴見区梶山一丁目、上末吉一丁目、上末吉二丁目、上末吉四丁目、上の宮一丁目、北寺尾二丁目、北寺尾六丁目、北寺尾七丁目、下末吉三丁目、下末吉六丁目、馬場一丁目、馬場七丁目、平安町及び三ツ池公園地内、神奈川区片倉五丁目、栗田谷、菅田町、羽沢町及び三ツ沢西町地内、西区宮ヶ谷地内、中区本牧町及び本牧宮原地内、南区大岡五丁目、永田山王台、永田南二丁目、永田みなみ台、別所七丁目、六ツ川一丁目、六ツ川三丁目及び六ツ川四丁目地内、港南区上永谷町、上永谷一丁目、上永谷二丁目、上永谷三丁目、上永谷四丁目、港南三丁目、港南五丁目、港南六丁目、港南台九丁目、笹下五丁目、笹下六丁目、笹下七丁目、下永谷一丁目、下永谷五丁目、下永谷六丁目、芹が谷一丁目、芹が谷二丁目、芹が谷三丁目、芹が谷四丁目、芹が谷五丁目、東永谷一丁目、東永谷二丁目、東永谷三丁目、日限山二丁目、日限山三丁目、日限山四丁目、日野二丁目、日野南六丁目、日野南七丁目及び丸山台四丁目地内、保土ヶ谷区岩崎町、岡沢町、霞台、鎌谷町、上菅田町、川島町、神戸町、坂本町、桜ヶ丘一丁目、桜ヶ丘二丁目、月見台、常盤台、西谷三丁目、初音ヶ丘、花見台、東川島町、藤塚町、仏向町、仏向西、星川一丁目、峰岡町及び宮田町地内、旭区市沢町、今宿一丁目、今宿二丁目、今宿町、今宿東町、大池町、柏町、金が谷、金が谷一丁目、金が谷二丁目、上白根町、上白根一丁目、上白根二丁目、上白根三丁目、川島町、左近山、笹野台一丁目、笹野台二丁目、笹野台三丁目、笹野台四丁目、さちが丘、三

反田町、白根三丁目、白根六丁目、白根七丁目、白根八丁目、善部町、中尾二丁目、中希望が丘、中沢一丁目、中沢二丁目、中沢三丁目、中白根一丁目、中白根二丁目、中白根三丁目、中白根四丁目、東希望が丘、二俣川 1 丁目、二俣川 2 丁目、本村町、万騎が原、南希望が丘、南本宿町及び矢指町地内、磯子区磯子四丁目、磯子五丁目、磯子台、岡村一丁目、岡村二丁目、岡村三丁目、岡村四丁目、岡村六丁目、上中里町、栗木一丁目、汐見台、杉田二丁目、杉田三丁目、杉田八丁目、杉田九丁目、氷取沢町、峰町、洋光台一丁目及び洋光台二丁目地内、金沢区釜利谷西一丁目、釜利谷西二丁目、釜利谷西三丁目、釜利谷西四丁目、釜利谷西五丁目、釜利谷西六丁目、釜利谷東五丁目、釜利谷東七丁目、釜利谷東八丁目、釜利谷南二丁目、釜利谷南三丁目、釜利谷南四丁目、富岡西四丁目、富岡西六丁目、富岡東六丁目、長浜、長浜一丁目、堀口、六浦東三丁目、六浦南一丁目、六浦南二丁目、六浦南三丁目、六浦南四丁目及び六浦南五丁目地内、港北区小机町、新吉田町、新吉田東四丁目、新吉田東五丁目、新吉田東六丁目、新吉田東七丁目、新吉田東八丁目、高田西五丁目、綱島上町、日吉本町二丁目及び日吉本町五丁目地内、緑区上山一丁目、上山二丁目、鴨居四丁目、鴨居五丁目、白山一丁目、白山二丁目、白山三丁目、白山四丁目及び三保町地内、青葉区市ヶ尾町、美しが丘三丁目、梅が丘、荏子田一丁目、荏子田三丁目、荏田北二丁目、大場町、鉄町、下谷本町、千草台、藤が丘一丁目、藤が丘二丁目、みすずが丘及び元石川町地内、都筑区川和町、佐江戸町、東山田町、東山田三丁目及び見花山地内、戸塚区柏尾町、汲沢町、品濃町、戸塚町、平戸一丁目、平戸二丁目、平戸三丁目、深谷町及び舞岡町地内、栄区飯島町、犬山町、笠間町、笠間二丁目、笠間三丁目、笠間四丁目、鍛冶ヶ谷町、鍛冶ヶ谷二丁目、桂台西一丁目、桂台東、桂台南一丁目、上郷町、上之町、公田町、小菅ヶ谷一丁目、小菅ヶ谷二丁目、小菅ヶ谷三丁目、小山台二丁目、庄戸一丁目、中野町、野七里一丁目、東上郷町、元大橋一丁目、元大橋二丁目及び若竹町地内、泉区池の谷、和泉が丘一丁目、和泉が丘二丁目、和泉が丘三丁目、和泉中央南一丁目、和泉町、岡津町、下和泉二丁目、下和泉四丁目、下和泉五丁目、白百合三丁目、中田町、中田西一丁目、中田西二丁目、緑園一丁目、緑園二丁目、緑園三丁目及び緑園六丁目地内並びに瀬谷区相沢一丁目、相沢二丁目、相沢三丁目、相沢四丁目、相沢七丁目、阿久和西一丁目、阿久和西二丁目、阿久和西三丁目、阿久和西四丁目、阿久和東一丁目、阿久和東二丁目、阿久和東三丁目、阿久和東四丁目、東野、上瀬谷町、下瀬谷一丁目、下瀬谷二丁

目、瀬谷町、竹村町、中屋敷一丁目、中屋敷二丁目、二ツ橋町、本郷一丁目、本郷二丁目、本郷三丁目、三ツ境、南瀬谷一丁目、南台一丁目、南台二丁目、宮沢一丁目及び宮沢二丁目地内

横浜市告示第 227 号

横浜国際港都建設計画高度地区の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画高度地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画高度地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

鶴見区上末吉二丁目及び下末吉三丁目地内、神奈川区片倉五丁目地内、保土ヶ谷区神戸町、桜ヶ丘一丁目及び仏向西地内、旭区さちが丘、白根七丁目、白根八丁目、二俣川 1 丁目及び二俣川 2 丁目地内、磯子区氷取沢町及び峰町地内、金沢区釜利谷東七丁目及び釜利谷南二丁目地内、緑区白山一丁目及び白山二丁目地内、青葉区荏子田一丁目、荏子田三丁目、藤が丘二丁目及び元石川町地内、都筑区東山田三丁目地内、戸塚区戸塚町及び舞岡町地内並びに栄区飯島町、笠間三丁目、笠間四丁目、小菅ヶ谷一丁目及び小菅ヶ谷二丁目地内

横浜市告示第 228 号

横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域の変更
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画防火地域及び準防火地域

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

南区別所七丁目、六ッ川三丁目及び六ッ川四丁目地内、港南区上永谷三丁目、笹下五丁目、笹下六丁目、笹下七丁目、芹が谷一丁目、芹が谷二丁目、芹が谷三丁目、芹が谷四丁目及び東永谷三丁目地内、保土ヶ谷区川島町地内、旭区今宿町、金が谷一丁目、金が谷二丁目、川島町、笹野台二丁目、笹野台四丁目、さちが丘、三反田町、白根七丁目、白根八丁目、二俣川 1 丁目及び二俣川 2 丁目地内、磯子区氷取沢町地内、金沢区釜利谷東七丁目及び釜利谷南二丁目地内、港北区新吉田町、新吉田東四丁目、新吉田東五丁目、新吉田東八丁目及び高田西五丁目地内、青葉区荏子田三丁目、藤が丘二丁目及び元石川町地内、都筑区川和町、東山田町、東山田三丁目及び見花山地内、戸塚区深谷町地内、栄区飯島町、笠間三丁目及び笠間四丁目地内、泉区和泉が丘一丁目、和泉が丘二丁目、和泉が丘三丁目、和泉中央南一丁目、和泉町、下和泉二丁目、下和泉四丁目、下和泉五丁目及び中田町地内並びに瀬谷区阿久和東二丁目及び阿久和東三丁目地内

横浜市告示第 229 号

横浜国際港都建設計画都市再生特別地区の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画都市再生特別地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画都市再生特別地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

中区尾上町、蓬萊町、真砂町、万代町及び港町地内

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

なし

横浜市告示第 230 号

横浜国際港都建設計画緑化地域の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画緑化地域を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画緑化地域

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

鶴見区大東町、鶴見中央一丁目、鶴見中央三丁目、鶴見中央四丁目及び鶴見中央五丁目地内、神奈川区浦島町、神奈川一丁目、神奈川二丁目、栄町、新町、鶴屋町、広台太田町、二ツ谷町及び守屋町地内、西区北幸一丁目、北幸二丁目、楠町、桜木町、高島一丁目、高島二丁目、西平沼町、花咲町、浜松町、平沼一丁目、平沼二丁目、みなとみらい一丁目、みなとみらい二丁目、みなとみらい三丁目、みなとみらい四丁目、みなとみらい五丁目、みなとみらい六丁目、南幸一丁目、南幸二丁目及び南浅間町地内、中区相生町、曙町、伊勢佐木町、内田町、太田町、扇町、翁町、尾上町、海岸通、北仲通、黄金町、寿町、桜木町、末広町、末吉町、住吉町、千歳町、長者町、常盤町、日本大通、羽衣町、花咲町、富士見町、福富町仲通、福富町西通、福富町東通、不老町、弁天通、蓬莱町、本町、本牧ふ頭、真砂町、松影町、万代町、港町、南仲通、三吉町、元浜町、山下町、山田町、山吹町、弥生町、横浜公園、吉田町、吉浜町及び若葉町地内、南区浦舟町、永楽町、山王町、宿町、白金町、白妙町、新川町、高砂町、高根町、日枝町、東蒔田町、二葉町、前里町、真金町、万世町、南吉田町及び吉野町地内、磯子区磯子一丁目、新中原町及び森一丁目地内、金沢区泥亀二丁目、港北区北新横浜一丁目、北新横浜二丁目、新横浜一丁目、新横浜二丁目及び新横浜三丁目地内並びに瀬谷区卸本町及び北町地内

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

鶴見区市場上町、市場下町、市場西中町、市場東中町、市場富士見町、市場大和町、潮田町、小野町、上末吉一丁目、上末吉二丁目、上末吉三丁目、上末吉四丁目、上末吉五丁目、岸谷

一丁目、岸谷二丁目、岸谷三丁目、岸谷四丁目、北寺尾一丁目、北寺尾二丁目、北寺尾四丁目、栄町通、汐入町、下野谷町、下末吉一丁目、下末吉二丁目、下末吉三丁目、下末吉四丁目、下末吉五丁目、菅沢町、諏訪坂、佃野町、鶴見一丁目、鶴見二丁目、鶴見中央二丁目、寺谷二丁目、豊岡町、仲通、生麦一丁目、生麦三丁目、生麦四丁目、生麦五丁目、馬場一丁目、馬場二丁目、馬場三丁目、馬場四丁目、馬場五丁目、浜町、東寺尾一丁目、東寺尾二丁目、東寺尾三丁目、東寺尾四丁目、東寺尾五丁目、東寺尾六丁目、東寺尾北台、東寺尾中台、東寺尾東台、平安町、本町通、向井町、矢向二丁目、矢向三丁目、矢向四丁目、矢向五丁目及び矢向六丁目地内、神奈川区青木町、旭ヶ丘、泉町、入江一丁目、入江二丁目、浦島丘、大口通、大口仲町、片倉一丁目、片倉二丁目、片倉三丁目、片倉四丁目、片倉五丁目、神奈川本町、上反町、神之木町、亀住町、桐畑、金港町、栗田谷、幸ヶ谷、子安通、斎藤分町、沢渡、白幡上町、白幡町、白幡仲町、白幡東町、白幡南町、白幡向町、新子安一丁目、新子安二丁目、台町、高島台、立町、反町、富家町、鳥越、七島町、西大口、西神奈川一丁目、西神奈川二丁目、西神奈川三丁目、西寺尾二丁目、二本榎、白楽、東神奈川一丁目、東神奈川二丁目、平川町、松ヶ丘、松見町、松本町、三ツ沢上町、三ツ沢下町、三ツ沢中町、三ツ沢西町、三ツ沢南町、六角橋一丁目、六角橋二丁目、六角橋三丁目、六角橋四丁目、六角橋五丁目及び六角橋六丁目地内、西区赤門町、東ヶ丘、伊勢町、老松町、岡野一丁目、岡野二丁目、霞ヶ丘、久保町、御所山町、境之谷、浅間台、浅間町、中央一丁目、中央二丁目、戸部町、戸部本町、西戸部町、西前町、藤棚町、南軽井沢、宮ヶ谷、宮崎町及び紅葉ヶ丘地内、中区赤門町、石川町、上野町、北方町、小港町、鷺山、新山下一丁目、竹之丸、立野、千代崎町、錦町、西之谷町、根岸町、野毛町、初音町、英町、日ノ出町、本郷町、本牧大里町、本牧三之谷、本牧十二天、本牧町、本牧原、本牧宮原、本牧元町、本牧和田、宮川町、妙香寺台、麦田町、元町、山手町、大和町及び山元町地内、南区井土ヶ谷上町、井土ヶ谷下町、井土ヶ谷中町、榎町、大岡二丁目、大岡三丁目、大岡五丁目、大橋町、庚台、唐沢、共進町、弘明寺町、山谷、清水ヶ丘、通町、中里一丁目、中島町、永田北一丁目、永田東一丁目、永田東二丁目、永田東三丁目、永田南一丁目、中村町、西中町、八幡町、花之木町、伏見町、別所一丁目、堀ノ内町、蒔田町、南太田一丁目、南太田二丁目、南太田三丁目、南太田四丁目、三春台、宮元町、六ッ川一丁目、六ッ川二丁目、睦町及び若宮町地内、港南区大久保一丁目、大久保二丁目、

上大岡西一丁目、上大岡西二丁目、上大岡西三丁目、上大岡東一丁目、上永谷二丁目、上永谷五丁目、港南四丁目、港南五丁目、港南台三丁目、港南台四丁目、港南中央通、最戸一丁目、最戸二丁目、笹下一丁目、笹下二丁目、芹が谷一丁目、芹が谷二丁目、芹が谷三丁目、芹が谷四丁目及び丸山台一丁目地内、保土ヶ谷区岩井町、岩間町、岡沢町、帷子町、釜台町、上星川一丁目、上星川二丁目、上星川三丁目、川辺町、神戸町、坂本町、桜ヶ丘一丁目、瀬戸ヶ谷町、天王町、西久保町、西谷町、西谷一丁目、西谷三丁目、西谷四丁目、仏向町、星川一丁目、星川二丁目、星川三丁目、保土ヶ谷町、峰岡町、峰沢町、宮田町、和田一丁目及び和田二丁目地内、旭区柏町、上川井町、笹野台一丁目、笹野台二丁目、さちが丘、四季美台、鶴ヶ峰一丁目、鶴ヶ峰二丁目、鶴ヶ峰本町一丁目、鶴ヶ峰本町二丁目、中希望が丘、西川島町、東希望が丘、二俣川 1 丁目、二俣川 2 丁目、本村町、万騎が原、南希望が丘及び若葉台三丁目地内、磯子区磯子二丁目、磯子三丁目、岡村一丁目、岡村三丁目、上町、坂下町、下町、汐見台、新杉田町、杉田一丁目、杉田二丁目、杉田三丁目、杉田四丁目、杉田五丁目、滝頭二丁目、滝頭三丁目、中浜町、中原一丁目、中原二丁目、中原四丁目、西町、馬場町、原町、東町、久木町、丸山一丁目、丸山二丁目、森二丁目、森三丁目、森四丁目、森五丁目、森六丁目、洋光台三丁目、洋光台四丁目及び洋光台五丁目地内、金沢区朝比奈町、釜利谷東二丁目、釜利谷東三丁目、洲崎町、瀬戸、大道一丁目、大道二丁目、泥亀一丁目、寺前一丁目、寺前二丁目、富岡西二丁目、富岡西三丁目、富岡西五丁目、富岡西六丁目、富岡西七丁目、富岡東四丁目、富岡東五丁目、富岡東六丁目、並木一丁目、並木二丁目、並木三丁目、能見台一丁目、能見台二丁目、能見台三丁目、能見台四丁目、能見台通、能見台東、能見台森、東朝比奈三丁目、町屋町、六浦一丁目、六浦二丁目、六浦三丁目、六浦四丁目、六浦五丁目、六浦東一丁目、六浦東二丁目、六浦東三丁目、六浦南二丁目、六浦南五丁目及び谷津町地内、港北区大倉山一丁目、大倉山二丁目、大倉山三丁目、大倉山五丁目、大倉山六丁目、大倉山七丁目、大曾根一丁目、大曾根台、菊名一丁目、菊名四丁目、菊名五丁目、菊名六丁目、菊名七丁目、岸根町、小机町、篠原町、篠原北一丁目、篠原北二丁目、篠原台町、篠原西町、篠原東一丁目、高田東一丁目、高田東三丁目、高田東四丁目、樽町一丁目、樽町二丁目、綱島台、綱島西一丁目、綱島西二丁目、綱島西三丁目、綱島西四丁目、綱島西五丁目、綱島東一丁目、綱島東二丁目、鳥山町、仲手原一丁目、仲手原二丁目、錦が丘、新羽町、日吉二丁目、日吉四

丁目、日吉本町一丁目、日吉本町二丁目、日吉本町三丁目、日
 吉本町四丁目及び大豆戸町地内、緑区鴨居一丁目、鴨居二丁目
 、鴨居三丁目、鴨居四丁目、鴨居五丁目、霧が丘三丁目、霧が
 丘五丁目、台村町、寺山町、十日市場町、長津田町、長津田一
 丁目、長津田二丁目、長津田四丁目、長津田五丁目、長津田六
 丁目、長津田七丁目、中山一丁目、中山二丁目、中山三丁目、
 中山四丁目及び中山五丁目地内、青葉区青葉台一丁目、青葉台
 二丁目、あざみ野一丁目、あざみ野二丁目、市ヶ尾町、美しが
 丘一丁目、美しが丘二丁目、美しが丘四丁目、美しが丘五丁目
 、荏田町、荏田西一丁目、荏田西二丁目、榎が丘、桜台、さつ
 きが丘、しらとり台、新石川一丁目、新石川二丁目、新石川三
 丁目、すすき野一丁目、すすき野二丁目、すすき野三丁目、た
 ちばな台一丁目、たちばな台二丁目、つつじが丘、奈良町、奈
 良一丁目、奈良四丁目、奈良五丁目、藤が丘一丁目、藤が丘二
 丁目、松風台、もえぎ野及びもみの木台地内、都筑区牛久保西
 一丁目、牛久保西二丁目、荏田東四丁目、荏田南一丁目、大榎
 町、大丸、川和町、北山田一丁目、北山田二丁目、北山田三丁
 目、葛が谷、高山、茅ヶ崎中央、中川一丁目、中川二丁目、中
 川六丁目、中川七丁目、中川八丁目、中川中央一丁目、中川中
 央二丁目、仲町台一丁目、仲町台二丁目、仲町台四丁目及び仲
 町台五丁目地内、戸塚区上倉田町、川上町、品濃町、戸塚町、
 原宿二丁目、原宿三丁目、原宿四丁目、原宿五丁目、矢部町及
 び吉田町地内、栄区笠間一丁目、笠間二丁目、笠間三丁目、鍛
 冶ヶ谷一丁目、桂町、公田町、小菅ヶ谷一丁目、小菅ヶ谷二丁
 目、中野町及び柏陽地内、泉区和泉中央北五丁目、和泉中央南
 一丁目、和泉中央南二丁目、和泉中央南四丁目、和泉中央南五
 丁目、和泉町、上飯田町、下飯田町、中田北二丁目、中田西一
 丁目、中田西二丁目、中田東二丁目、中田東三丁目、中田南三
 丁目、中田南四丁目、弥生台、緑園一丁目、緑園二丁目、緑園
 三丁目及び緑園四丁目地内並びに瀬谷区相沢一丁目、瀬谷三丁
 目、瀬谷四丁目、瀬谷五丁目、中央、二ツ橋町、三ツ境、南瀬
 谷二丁目、南台一丁目及び南台二丁目地内

横浜市告示第 231 号

横浜国際港都建設計画特別用途地区の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画特別用途地区を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類

横浜国際港都建設計画特別用途地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

神奈川区菅田町及び羽沢町地内、保土ヶ谷区新井町、上菅田町、西谷二丁目、西谷町及び東川島町地内、旭区今宿町、今宿一丁目、今宿二丁目、金が谷、金が谷一丁目、金が谷二丁目、川島町、笹野台一丁目、笹野台二丁目、笹野台三丁目、笹野台四丁目、さちが丘、善部町、中尾一丁目、中尾二丁目、中希望が丘、中沢一丁目、中沢二丁目、中沢三丁目、東希望が丘、二俣川 1 丁目、本村町、南希望が丘及び矢指町地内、栄区犬山町、尾月、桂台東、桂台南一丁目、桂台南二丁目、上郷町、上之町及び野七里一丁目地内並びに瀬谷区阿久和西一丁目、阿久和西二丁目、阿久和西三丁目、阿久和西四丁目、阿久和東一丁目、阿久和東二丁目、阿久和東三丁目、阿久和東四丁目、二ツ橋町及び三ツ境地内

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

中区尾上町、真砂町及び港町地内

横浜市告示第 232 号

横浜国際港都建設計画地区計画の変更

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、横浜国際港都建設計画地区計画を次のとおり変更した。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中竹春

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画地区計画
関内駅前地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
中区蓬萊町及び万代町地内
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
中区尾上町、真砂町及び港町地内

横 浜 市 告 示 第 233 号

主 要 地 域 生 活 道 路 の 指 定

横 浜 生 活 利 便 機 能 誘 導 低 層 住 居 地 区 建 築 条 例 （ 令 和 6 年 横 浜 市 条 例 第 1 号 ） 別 表 第 2 第 1 項 第 2 号 イ に 規 定 す る 主 要 地 域 生 活 道 路 を 、 別 図 の と お り 指 定 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

別 図 （ 省 略 ）

横浜市告示第 234 号

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正

横浜市港湾施設条例第 2 条第 2 項の規定に基づく港湾施設の告示（平成 31 年 2 月横浜市告示第 102 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中竹春

第 5 項第 3 号アの表中

「

同	P－3 号岸壁荷さばき地	同	32,574
同	B 号荷さばき地	同	14,092
同	C 号荷さばき地	同	29,322

」

を「

同	P－3 号岸壁荷さばき地	同	32,574
同	C 号荷さばき地	同	29,322

」

に、

「

同	K 号荷さばき地	同	11,386
同	L 号荷さばき地	同	8,098
同	O 号荷さばき地	同	9,220

」

を「

同	K 号荷さばき地	同	11,386
同	O 号荷さばき地	同	9,220

」

に改める。
第 7 項第 1 号の表中

「

同	緑地	同	植栽	25,551
---	----	---	----	--------

」

を「

同	緑地	同	植栽	17,941
---	----	---	----	--------

」

に改める。

横浜市告示第 235 号

タッチーくんグッズ売払代金の収納事務の委託

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる地方自治法施行令等の一部を改正する政令による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、タッチーくんグッズ売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会 理事長 片岡 喜久江	栄区桂町 279 番地の 29	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで

公 告

横浜市公告第 268 号

災害対策基本法に基づく指定避難所及び指定緊急避難場所の指定

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 7 及び第 49 条の 4 の規定に基づき、指定避難所及び指定緊急避難場所を、次のとおり指定した。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中竹春

1 指定年月日

令和 6 年 5 月 7 日

2 指定避難所

名 称	所 在 地
横浜市立菅田の丘小学校	神奈川県菅田町 1,393 番地
横浜市立旧菅田小学校	神奈川県菅田町 674 番地

3 指定緊急避難場所

名 称	所 在 地	対象とする異常な現象の種類（※ 1）				
		洪水	崖崩れ、土流及び地滑り	高潮	地震	大規模な火事
横浜市立菅田の丘小学校	神奈川県菅田町 1,393 番地	○	○	○	○	
横浜市立旧菅田小学校	神奈川県菅田町 674 番地	○	○	○	○	○

※ 1 異常な現象の種類毎に校舎及び体育館を指定する。表中の表記は次のとおりとする。○：全ての施設を指定する。

横浜市公告第 269 号

災害対策基本法に基づく指定避難所及び指定緊急避難場所の指定の取消し

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 6 の規定に基づき、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を、次のとおり取り消した。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中竹春

1 取消年月日

令和 6 年 5 月 7 日

2 指定避難所

名 称	所 在 地
横浜市立菅田中学校	神奈川区菅田町 2,017 番地
横浜市立菅田の丘小学校	神奈川区菅田町 674 番地

3 指定緊急避難場所

名 称	所 在 地	対象とする異常な現象の種類
横浜市立菅田中学校	神奈川区菅田町 2,017 番地	洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、高潮、地震
横浜市立菅田の丘小学校	神奈川区菅田町 674 番地	洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、高潮、地震、大規模な火事

横浜市公告第 270 号

市有地の売払いに関する一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。

令和 6 年 5 月 24 日

契約事務受任者

横浜市財政局長 松 井 伸 明

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有地の売払い

(2) 物件の所在等

物件 番号	土地の所在	地目	地積 (m ²)
2826	鶴見区小野町 14 番の 68	宅地	31.20
2827	鶴見区駒岡三丁目 1,397 番の 9	宅地	190.68
2828	鶴見区駒岡三丁目 1,397 番の 10	宅地	246.05
2829	保土ヶ谷区星川三丁目 454 番の 5 ほか	宅地	118.97
2830	保土ヶ谷区星川三丁目 458 番の 6 ほか	宅地	76.39
2831	保土ヶ谷区星川三丁目 544 番の 1	宅地	84.54
2832	戸塚区品濃町字宿ノ背戸 280 番の 7	雑種地	186.52 (186)
2833	泉区新橋町 54 番の 5	宅地	160.91
2834	泉区新橋町字神明谷 1,379 番の 10	宅地	166.67
2835	泉区新橋町字神明谷 1,379 番の 12	宅地	179.40
2836	泉区新橋町字慶林小谷 2,112 番の 5	宅地	200.40
2837	泉区中田北一丁目 2,703 番の 4 ほか	宅地 雑種地	738.66 (737.92)
2839	南区中村町四丁目 274 番の 42	宅地	24.71

地積欄は、登記記録上の面積

ただし、物件番号 2832、2837 番は地積測量図面積、()内が
登記記録上の面積

(3) 最低売却価格

物件番号 2826 番	6,230,000 円
物件番号 2827 番	8,530,000 円
物件番号 2828 番	8,490,000 円
物件番号 2829 番	29,690,000 円
物件番号 2830 番	19,580,000 円
物件番号 2831 番	16,570,000 円
物件番号 2832 番	20,060,000 円
物件番号 2833 番	23,300,000 円
物件番号 2834 番	25,670,000 円

物件番号 2835 番 27,630,000 円

物件番号 2836 番 29,380,000 円

物件番号 2837 番 147,070,000 円

物件番号 2839 番 1,010,000 円

(4) 入札に付す条件

市有地公募売却事業一般競争入札売払募集要領（以下「募集要領」という。）による。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条又は第 7 条に該当しない者であること。

(4) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反する事実がない者であること。

(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体に該当しない者であること。

3 募集要領の交付

(1) 交付期間

令和 6 年 5 月 24 日から令和 6 年 6 月 24 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く午前 8 時 45 分から午後 5 時まで）

(2) 交付場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティマネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課ほか
電話 045(671)2264

4 入札参加申込の受付

(1) 受付期間

令和 6 年 6 月 11 日から令和 6 年 6 月 24 日まで必着

(2) 受付場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティマネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課
電話 045(671)2264

(3) 受付方法

書留郵便

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札

令和 6 年 7 月 12 日まで

書留郵便で必着

(宛先) 中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファ
シリティマネジメント推進部ファシリティマネジメ
ント推進課

(2) 開札

令和 6 年 7 月 18 日

(所在) 中区本町 6 丁目 50 番地の 10

(会場名) 横浜市役所会議室 みなと 1、2、3

6 入札保証金

入札者は、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を、横浜市
が発行する納付書により期限までに横浜市指定金融機関に納付し
なければならない。

7 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 第 2 項の資格条件を満たさない者が行った入札

(2) 募集要領における入札要領第 8 条に定める入札

8 契約書作成の要否

横浜市が定める売買契約書による契約書の作成を要する。

横浜市公告第 271 号

市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。

令和 6 年 5 月 24 日

契約事務受任者
横浜市にぎわいスポーツ文化局長
足立 哲郎

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有地の貸付け

(2) 物件の所在等

土地の所在	地目	地積 (m ²)
磯子区西町 1 番の 25	宅地	1,944.07

(3) 最低貸付価格 (月額)

826,230 円

(4) 貸付物件の使用目的 (用途指定)

磯子区西町土地公募貸付実施要項による。

(5) 貸付期間

令和 6 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日
(自動更新 1 回 (1 年間) まで可)

(6) 入札に付す条件

磯子区西町土地公募貸付実施要項による。

2 磯子区西町土地公募貸付実施要項の交付

(1) 交付期間

令和 6 年 5 月 27 日から令和 6 年 6 月 25 日まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで)

(2) 交付場所

横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課 (市庁舎 28 階)

電話 045(671)3288

3 入札参加資格

個人、団体及び法人。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 契約条項に違反し、この事実があった後 2 年を経過しない者

(3) 正当な理由なく契約を締結せず、この事実があった後 2 年を経過しない者

- (4) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等、同条第 5 号に規定する暴力団経営支配人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
 - (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者
 - (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 1 項各号に該当する団体、その役員及び構成員
 - (7) その他、借受人として適さないと判断される者
- 4 入札参加の手續
- 当該入札に参加を希望する者は、必要書類を各 1 部用意し、受付期間内に受付場所まで直接持参すること。
- (1) 必要書類
磯子区西町土地公募貸付実施要項による。
 - (2) 受付期間
令和 6 年 5 月 27 日から令和 6 年 6 月 25 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）
 - (3) 受付場所
横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市にぎわいスポーツ文化局スポーツ振興課（市庁舎 28 階）
電話 045(671)3288
- 5 入札及び開札の日時及び場所
令和 6 年 7 月 4 日午後 0 時 30 分
横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
市庁舎 29 階会議室
- 6 入札保証金
入札保証金は免除する。
- 7 入札の無効
次の入札は無効とする。
- (1) 第 3 項の資格条件を満たさない者が行った入札
 - (2) 磯子区西町土地公募貸付実施要項における入札実施要領第 7 条に定める入札
- 8 貸付料の納入方法
本市が発行する納入通知書により、1 年毎、本市が定める期日までに納付すること。
- 9 その他

詳細は磯子区西町土地公募貸付実施要項による。

横浜市公告第 272 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から 4 か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

トレッサ横浜

港北区師岡町 700 番地ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社トヨタオートモールクリエイト

代表取締役 河合 利 夫

名古屋市中村区平池町 4 丁目 60 番地の 12

(3) 変更した事項

変更した事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	ユザワヤ商事株式会社 代表取締役 畑 中 喜 雄 東京都大田区西蒲田 8 丁目 4 番 12 号 ほか 89 者	ユザワヤ商事株式会社 代表取締役 畑 中 伸 元 東京都大田区西蒲田 8 丁目 4 番 12 号 ほか 90 者

(4) 変更の年月日

令和 5 年 10 月 1 日ほか

(5) 変更した理由

小売業者の代表者変更のため ほか

2 届出年月日

令和 6 年 5 月 9 日

3 縦覧場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横 浜 市 公 告 第 273 号

公 園 の 区 域 の 変 更

横 浜 市 公 園 条 例 (昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号) 第 3 条 第 1 項
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 園 の 区 域 を 変 更 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 み ど り 環 境 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課
に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 園 の 名 称	位 置	変 更 に 係 る 区 域	面 積		変 更 年 月 日
			新	旧	
帷 子 川 緑 道	旭 区 今 宿 南 町 1,962 番 の 2 地 先	別 図 の と お り	6,540 m ²	3,057 m ²	令 和 6 年 5 月 24 日

別 図 (省 略)

横 浜 市 公 告 第 274 号

公 園 の 一 時 利 用 停 止

横 浜 市 公 園 条 例 (昭 和 33 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 11 号) 第 3 条 第 1 項
の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 公 園 の 利 用 を 一 時 停 止 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 み ど り 環 境 局 公 園 緑 地 部 公 園 緑 地 管 理 課
に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 6 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

公 園 の 名 称	位 置	一 時 利 用 停 止 の 区 域 及 び 面 積	一 時 利 用 停 止 の 態 様	一 時 利 用 停 止 期 間
さ ち が 丘 第 二 公 園	旭 区 さ ち が 丘 136 番 の 26	別 図 の と お り 380 m ²	立 入 禁 止	令 和 6 年 6 月 1 日 か ら 令 和 6 年 8 月 29 日 ま で

別 図 (省 略)

横浜市公告第 275 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
鶴見区安善町 2 丁目 3 番の 2 及び 3 番の 4 の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 その他

この公告により指定する形質変更時要届出区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 58 条第 5 項第 12 号に該当する。

横 浜 市 公 告 第 276 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定
土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づ き 、 次 の 土 地 の 区 域 を 特 定 有 害 物 質 に よ っ て 汚 染 さ れ て お り 、 当
該 土 地 の 形 質 の 変 更 を し よ う と す る と き の 届 出 を し な け れ ば な ら な
い 区 域 と し て 指 定 す る 。

令 和 6 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
神 奈 川 区 守 屋 町 3 丁 目 9 番 の 6 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な い 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物

横浜市公告第 277 号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中竹春

1 形質変更時要届出区域の所在地

港北区師岡町字沼上耕地 800 番の 1、800 番の 6、800 番の 9、800 番の 11、800 番の 13、800 番の 14、821 番の 3、821 番の 4、821 番の 5、821 番の 9、821 番の 10、821 番の 11、821 番の 12、821 番の 13、821 番の 17、821 番の 18、821 番の 19 及び 821 番の 20 の各一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

横 浜 市 公 告 第 278 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
一 部 の 解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 平 成
22 年 8 月 横 浜 市 公 告 第 557 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を
解 除 す る。

令 和 6 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
鶴 見 区 元 宮 一 丁 目 640 番 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
シ ア ン 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 及 び 原 位 置 で の 浄 化 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 279 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
一 部 の 解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
5 年 2 月 横 浜 市 公 告 第 60 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を 解
除 す る。

令 和 6 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
保 土 ヶ 谷 区 川 島 町 522 番 の 3 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 3 土 壤 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 4 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 280 号

事 後 調 査 結 果 報 告 書 の 提 出

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ） 第 57
条 に お い て 準 用 す る 同 第 38 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 相 鉄 ・ 東 急 直
通 線 に 係 る 事 後 調 査 結 果 報 告 書 の 提 出 が あ っ た 。

令 和 6 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 公 告 第 281 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 変 更

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 排 水 設 備 指 定 工 事 店 を 次 の と お り 変 更 し た 旨 の 届 出 が あ っ た 。

令 和 6 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

変 更 年 月 日	指 定 番 号	名 称	代 表 者 氏 名	営 業 所 所 在 地
令 和 6 年 4 月 1 日	00949	オ ザ フ 総 合 設 備 株 式 会 社	小 澤 淳 一	(新) 保 土 ヶ 谷 区 坂 本 町 98 番 地 の 7
				(旧) 保 土 ヶ 谷 区 峰 岡 町 2 丁 目 214 番 地

横浜市公告第 282 号

排水設備指定工事店の指定の取消し

横浜市排水設備指定工事店規則（平成 11 年 1 月横浜市規則第 1 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、次の排水設備指定工事店の指定を取り消した。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

指定番号	名称	営業所所在地	取消年月日
00685	相武設備工業株式会社	神奈川区片倉二丁目 66 番 6 号	令和 6 年 3 月 29 日
30097	株式会社和興業	泉区和泉中央南五丁目 3 番 25 号	令和 6 年 4 月 11 日

横浜市公告第 283 号

横浜国際港都建設計画道路事業予定地の指定

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 55 条第 1 項の規定により、横浜国際港都建設計画道路に係る土地の一部を次のとおり事業予定地として指定する。

その関係図書は、横浜市建築局企画部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 都市計画施設の種別及び名称
横浜国際港都建設計画道路
3・3・11号環状3号線（阿久和地区）
- 2 指定に係る土地の区域
瀬谷区阿久和西三丁目2番の6

横 浜 市 公 告 第 284 号

事業予定地の指定に伴う土地の買取りの申出の相手方
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 55 条第 1 項の規定により
、横浜国際港都建設計画道路に係る土地の一部が事業予定地として
指定されたことに伴い、同法第 56 条第 1 項の規定による土地の買取
りの申出の相手方を次のとおり定める。

令和 6 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 土地の買取りの申出の相手方の住所及び氏名
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横 浜 市 長 山 中 竹 春
- 2 申出をすべき土地の区域
瀬谷区阿久和西三丁目 2 番の 6
- 3 都市計画施設の種類及び名称
横浜国際港都建設計画道路
3・3・11 号環状 3 号線（阿久和地区）

横 浜 市 公 告 第 285 号

事業予定地の指定に伴う土地の有償譲渡の届出の相手方
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 55 条第 1 項の規定により
、横浜国際港都建設計画道路に係る土地の一部が事業予定地として
指定されたことに伴い、同法第 57 条第 2 項本文の規定による土地の
有償譲渡の届出の相手方を次のとおり定める。

令和 6 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 土地の有償譲渡の届出の相手方の住所及び氏名
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横 浜 市 長 山 中 竹 春
- 2 申出をすべき土地の区域
瀬谷区阿久和西三丁目 2 番の 6
- 3 都市計画施設の種類及び名称
横浜国際港都建設計画道路
3・3・11 号環状 3 号線（阿久和地区）

横浜市公告第 286 号

建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 70 条第 1 項の規定に基づき、東戸塚グリーンタウン建築協定の認可申請があったので、次のとおり、同法第 71 条の規定に基づき関係人の縦覧に供するとともに、同法第 72 条第 1 項の規定に基づき公開による意見の聴取を行う。

この公開による意見の聴取に出席して意見を述べたい者は、縦覧期間満了の日までに横浜市建築局建築指導部建築企画課に申し出なければならない。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中竹春

- 1 縦覧期間
令和 6 年 5 月 24 日から令和 6 年 6 月 21 日まで
- 2 縦覧場所
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局建築指導部建築企画課
- 3 縦覧時間
午前 9 時から午後 5 時まで
- 4 公開による意見の聴取の期日
令和 6 年 7 月 1 日午前 10 時 00 分
- 5 公開による意見の聴取の場所
東戸塚グリーンタウン自治会館

横浜市公告第 287 号

建築協定認可に係る建築協定書の縦覧及び公開による意見の聴取の開催

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 70 条第 1 項の規定に基づき、新石川二丁目 C 地区建築協定の認可申請があったので、次のとおり、同法第 71 条の規定に基づき関係人の縦覧に供するとともに、同法第 72 条第 1 項の規定に基づき公開による意見の聴取を行う。

この公開による意見の聴取に出席して意見を述べたい者は、縦覧期間満了の日までに横浜市建築局建築指導部建築企画課に申し出なければならない。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中竹春

- 1 縦覧期間
令和 6 年 5 月 27 日から令和 6 年 6 月 21 日まで
- 2 縦覧場所
中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市建築局建築指導部建築企画課
- 3 縦覧時間
午前 9 時から午後 5 時まで
- 4 公開による意見の聴取の期日
令和 6 年 7 月 5 日午前 9 時 30 分
- 5 公開による意見の聴取の場所
青葉区市ケ尾町 31 番の 4
横浜市青葉区役所 4 階 405 会議室

横 浜 市 公 告 第 288 号

建 築 協 定 の 認 可

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 73 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
き、港 南 富 士 見 台 建 築 協 定 を 認 可 し た。

そ の 建 築 協 定 書 は、横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 建 築 企 画 課 に お い て
一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

令 和 6 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横浜市公告第 289 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和 4 年 6 月 6 日 第 2022 開 1603 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市麻生区東百合丘 4 丁目 8 番 5 号
株式会社緑野丘企画
代表取締役 片山ひろみ
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
泉区岡津町 1,307 番の 1、1,307 番の 3 から 1,307 番の 5 まで、1,307 番の 6 の一部、1,307 番の 7、1,308 番の 1 から 1,308 番の 3 まで、1,308 番の 4 の一部、1,309 番の 1 から 1,309 番の 9 まで、1,330 番の 1 から 1,330 番の 7 まで、1,330 番の 9、1,330 番の 10、1,330 番の 11 の一部、1,330 番の 12 から 1,330 番の 17 まで、1,331 番の 1、1,331 番の 5 の一部、1,331 番の 6 の一部、1,331 番の 7、1,333 番の 1、1,333 番の 3 の一部、1,336 番の 2、1,338 番の 1、1,338 番の 28、1,338 番の 29 の一部、1,344 番の 1 の一部、1,344 番の 7 の一部、1,344 番の 12、1,344 番の 14 から 1,344 番の 16 まで、1,344 番の 17 の一部、1,344 番の 18 から 1,344 番の 30 まで及び 1,345 番の 6 の一部

横 浜 市 公 告 第 290 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 6 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 5 年 12 月 22 日 第 2023 開 1410 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 西 東 京 市 芝 久 保 町 4 丁 目 26 番 3 号
株 式 会 社 東 栄 住 宅
代 表 取 締 役 佐 藤 千 尋
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
瀬 谷 区 橋 戸 二 丁 目 26 番 の 17 及 び 26 番 の 32 から 26 番 の 52 まで

横浜市公告第 291 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和 5 年 7 月 28 日 第 2023 開 703 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
相模原市中央区中央 4 丁目 12 番 7 号
株式会社日本物産
代表取締役 井上康誠
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
保土ヶ谷区岡沢町 270 番の 1、270 番の 6 の一部、270 番の 11 の一部及び 270 番の 12 から 270 番の 21 まで

横浜市公告第 292 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2024 ・ 14 ・ 1 号
- 2 指定年月日
令和 6 年 5 月 1 日
- 3 道路の幅員
5.50 m
- 4 道路の延長
22.94 m
- 5 指定の場所
瀬谷区下瀬谷二丁目 5 番の 11
- 6 申請者の氏名
平和住宅有限会社
代表取締役 小坂春夫

横浜市公告第 293 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2024 ・ 11 ・ 1 号
- 2 指定年月日
令和 6 年 4 月 26 日
- 3 道路の幅員
6.00 m
- 4 道路の延長
29.43 m
- 5 指定の場所
港北区新吉田東三丁目 755 番の 2 、 755 番の 4 及び 755 番の 8
から 755 番の 10 まで
- 6 申請者の氏名
小 島 躋 禮
増 田 成 子
増 田 豊 一

横浜市公告第 294 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 40・17 号
- 2 廃止年月日
令和 6 年 5 月 9 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.50 m 及び 6.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
310.20 m
- 5 廃止の場所
南区永田山王台 1,772 番の 45 地先から 1,772 番の 297 地先まで、
1,772 番の 67 地先から 1,772 番の 289 地先まで及び 1,772 番の
105 地先から 1,772 番の 50 地先まで

横浜市公告第 295 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第 33・131 号
- 2 廃止年月日
令和 6 年 4 月 30 日
- 3 廃止部分の道路の幅員
6.30 m
- 4 廃止部分の道路の延長
73.00 m
- 5 廃止の場所
緑区北八朔町 1,502 番の 35 地先から 1,502 番の 127 地先まで

横 浜 市 公 告 第 296 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 6 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 6 年 5 月 9 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

9.76 m

4 廃 止 の 場 所

緑 区 長 津 田 み な み 台 一 丁 目 5 番 の 37 の 一 部

達

達 第 35 号

庁 中 一 般

横 浜 市 郵 送 請 求 事 務 セ ン タ ー 規 程 (平 成 26 年 1 月 達 第 1 号) の 一
部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

令 和 6 年 5 月 24 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

第 1 条 中 「 横 浜 市 市 民 局 区 政 支 援 部 窓 口 サ ー ビ ス 課 の 職 員 の 兼 務
に 関 す る 規 則 」 を 「 横 浜 市 市 民 局 窓 口 サ ー ビ ス 部 窓 口 サ ー ビ ス 課 の
職 員 の 兼 務 に 関 す る 規 則 」 に 、 「 市 民 局 区 政 支 援 部 窓 口 サ ー ビ ス 課
」 を 「 市 民 局 窓 口 サ ー ビ ス 部 窓 口 サ ー ビ ス 課 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 達 は 、 公 布 の 日 か ら 施 行 す る 。

区 告 示

泉区告示第 3 号（令和 6 年 4 月 25 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、夏刈場自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 4 月 25 日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	佐藤 康 一 泉区中田南四丁目 48 番 9 号	山本 大 介 泉区中田南四丁目 40 番 6 号

神奈川区告示第 5 号（令和 6 年 5 月 1 日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、バードガーデン自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 5 月 1 日

横浜市神奈川区長 鈴木 茂 久

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	高 柳 満 喜 子 神奈川区神大寺二丁 目 7 番 2 号	小 黒 奈 美 神奈川区神大寺二丁 目 6 番 42 号
主たる事務所の所在地	神奈川区神大寺二丁 目 7 番 2 号	神奈川区神大寺二丁 目 6 番 42 号

泉区告示第 4 号（令和 6 年 5 月 1 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、西が岡第三自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 5 月 1 日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	秋元 智恵子 泉区西が岡三丁目 20 番地の 2	小林 忍 泉区岡津町 1,015 番 地の 8

泉区告示第 5 号（令和 6 年 5 月 1 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、西が岡第二自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 5 月 1 日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	武 田 孝 司 泉区西が岡二丁目 7 番地の 1	江 波 千 晶 泉区西が岡二丁目 25 番地の 3

泉区告示第 6 号（令和 6 年 5 月 1 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、双葉自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 5 月 1 日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	南 川 賢 治 泉区中田西二丁目 28 番 64 号	常 岡 千 秋 泉区中田西二丁目 28 番 66 号

旭区告示第 19 号（令和 6 年 5 月 9 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、白根三信自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 5 月 9 日

横浜市旭区長 権 藤 由紀子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	古 屋 彰 旭区白根八丁目 22 番 18 号	中 山 勇 旭区白根八丁目 26 番 8 号

都筑区告示第 1952 号（令和 6 年 5 月 10 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、都筑が丘第 2 自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 5 月 10 日

横浜市都筑区長 佐々田 賢 一

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	小林英紀 都筑区川和町 2,193 番地の 16	吉野太 都筑区川和町 1,715 番地の 28

港南区告示第 1 号（令和 6 年 5 月 13 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、宮谷町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 5 月 13 日

横浜市港南区長 栗原 敏也

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	安宅 信行 港南区港南台二丁目 20 番 9 号	八ッ橋 武明 港南区港南台二丁目 20 番 8 号

南区告示第 2 号（令和 6 年 5 月 14 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、鶴ヶ丘町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 5 月 14 日

横浜市南区長 高 澤 和 義

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	西 勝 宏 南区别所中里台 6 番 8 号	鈴木 伸 一 南区别所中里台 9 番 18 号

泉区告示第 7 号（令和 6 年 5 月 14 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、朝日町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 5 月 14 日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	松 田 眞 一 泉区中田東二丁目 35 番 19 号	稲 見 勇 泉区中田東四丁目 3 番 17 号

泉区告示第 8 号（令和 6 年 5 月 14 日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、白百合東町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 5 月 14 日

横浜市泉区長 山口 賢

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	山下 勝 泉区白百合一丁目 22 番 13 号	倉本 和義 泉区白百合一丁目 22 番 15 号

栄区告示第 2 号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、庄戸一丁目町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	菅 和 利 栄区庄戸一丁目 2 番 6 号	牛 嶋 幸 司 郎 栄区庄戸一丁目 27 番 12 号

水道局

水道局告示第 5 号

指定公金事務取扱者の指定及び徴収事務の委託

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 で準用する
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定によ
り、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、徴収事務を委託した
。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市水道事業管理者
水道局長 山 岡 秀 一

- 1 指定公金事務取扱者の名称
横浜ウォーター株式会社
- 2 指定公金事務取扱者の事務所の所在地
横浜市中区相生町 6 丁目 113 番地
- 3 指定公金事務取扱者に委託した徴収事務に係る歳入
図面の写し交付手数料
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和 6 年 4 月 26 日
- 5 徴収事務の委託をした日
令和 6 年 4 月 26 日

水道局公告第 2 号

水道局所有地の売払いに関する一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市水道事業管理者
水道局長 山岡 秀 一

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

水道局所有地の売払い

(2) 物件の所在等

物件番号	土地の所在	地目	地積 (m^2)
2838	旭区鶴ヶ峰一丁目 99 番の 99	宅地	59.78

地積欄は、登記記録上の面積

(3) 最低売却価格

物件番号 2838 番 9,180,000 円

(4) 入札に付す条件

市有地公募売却事業一般競争入札売払募集要領（以下「募集要領」という。）による。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条又は第 7 条に該当しない者であること。

(4) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 条）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反する事実がない者であること。

(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体に該当しない者であること。

3 募集要領の交付

(1) 交付期間

令和 6 年 5 月 24 日から令和 6 年 6 月 24 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで）

(2) 交付場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティ

マネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課

電話 045(671)2264

横浜市水道局事業推進部資産活用課

電話 045(671)3658

4 入札参加申込の受付

(1) 受付期間

令和 6 年 6 月 11 日から令和 6 年 6 月 24 日まで必着

(2) 受付場所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティ

マネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課

電話 045(671)2264

(3) 受付方法

書留郵便

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札

令和 6 年 7 月 12 日まで

書留郵便で必着

(宛先) 中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファ

シリティマネジメント推進部ファシリティマネジメ

ント推進課

(2) 開札

令和 6 年 7 月 18 日

(所在) 中区本町 6 丁目 50 番地の 10 18 階

(会場名) 横浜市役所会議室 みなと 1、2、3

6 入札保証金

入札者は、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を、横浜市水道局が発行する納入通知書により入札日前日までに横浜市水道局出納取扱金融機関又は横浜市水道局収納取扱金融機関に納付しなければならない。

7 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 第 2 項の資格条件を満たさない者が行った入札

(2) 募集要領における入札要領第 8 条に定める入札

8 契約書作成の要否

横浜市水道事業管理者が定める売買契約書による契約書の作成を要する。

交通局

横浜市交通局企業職員在宅型テレワーク勤務規程を廃止する規程
をここに公布する。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市交通事業管理者
交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第 17 号

横浜市交通局企業職員在宅型テレワーク勤務規程を廃止
する規程

横浜市交通局企業職員在宅型テレワーク勤務規程（令和 3 年 3 月
1 日交通局規程第 3 号）を廃止する。

附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

医療局病院経営本部

医療局病院経営本部告示第 5 号

横浜市立市民病院診療費コンビニエンスストア収納事務
の委託

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定により、横浜市立市民病院診療費コンビニエンスストア収納事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
三菱UFJニコス 株式会社 代表取締役 角 田 典 彦	東京都文京区本郷 3 丁目 33 番 5 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで

医療局病院経営本部告示第 6 号

横浜市立市民病院診療費未収債権回収業務の委託

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定により、横浜市立市民病院診療費未収債権回収業務を次のとおり委託した。

令和 6 年 5 月 24 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
弁護士法人エジソン法律事務所 社員 大 達 一 賢	東京都千代田区神田錦町 1 丁目 8 番地 11	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで

区選挙管理委員会

神奈川県選挙管理委員会告示第 3 号（令和 6 年 4 月 19 日掲示済）
選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年 6 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 6 年 4 月 19 日

横浜市神奈川区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 6 年 6 月 3 日

西 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号 (令 和 6 年 4 月 19 日 掲 示 済)

選 挙 人 名 簿 へ の 登 録 を 行 う 日

公 職 選 挙 法 (昭 和 25 年 法 律 第 100 号) 第 22 条 第 1 項 の 規 定 に よ り
、 令 和 6 年 6 月 1 日 に お け る 選 挙 人 名 簿 へ の 登 録 を 行 う 日 は 、 登 録
月 の 1 日 の 直 後 の 同 項 に 規 定 す る 地 方 公 共 団 体 の 休 日 以 外 の 日 と す
る 。

令 和 6 年 4 月 19 日

横 浜 市 西 区 選 挙 管 理 委 員 会

登 録 を 行 う 日

令 和 6 年 6 月 3 日

港南区選挙管理委員会告示第 3 号（令和 6 年 4 月 19 日揭示済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年 6 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 6 年 4 月 19 日

横浜市港南区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 6 年 6 月 3 日

保 土 ヶ 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 2 号 (令 和 6 年 4 月 19 日 掲 示 済)
選 挙 人 名 簿 へ の 登 録 を 行 う 日

公 職 選 挙 法 (昭 和 25 年 法 律 第 100 号) 第 22 条 第 1 項 の 規 定 に よ り
、 令 和 6 年 6 月 1 日 に お け る 選 挙 人 名 簿 へ の 登 録 を 行 う 日 は 、 登 録
月 の 1 日 の 直 後 の 同 項 に 規 定 す る 地 方 公 共 団 体 の 休 日 以 外 の 日 と す
る 。

令 和 6 年 4 月 19 日

横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区 選 挙 管 理 委 員 会

登 録 を 行 う 日

令 和 6 年 6 月 3 日

旭 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号 (令 和 6 年 4 月 19 日 掲 示 済)

選 挙 人 名 簿 へ の 登 録 を 行 う 日

公 職 選 挙 法 (昭 和 25 年 法 律 第 100 号) 第 22 条 第 1 項 の 規 定 に よ り
、 令 和 6 年 6 月 1 日 に お け る 選 挙 人 名 簿 へ の 登 録 を 行 う 日 は 、 登 録
月 の 1 日 の 直 後 の 同 項 に 規 定 す る 地 方 公 共 団 体 の 休 日 以 外 の 日 と す
る 。

令 和 6 年 4 月 19 日

横 浜 市 旭 区 選 挙 管 理 委 員 会

登 録 を 行 う 日

令 和 6 年 6 月 3 日

磯子区選挙管理委員会告示第 1 号（令和 6 年 4 月 19 日 掲示済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年 6 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 6 年 4 月 19 日

横浜市磯子区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 6 年 6 月 3 日

金 沢 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号 (令 和 6 年 4 月 19 日 掲 示 済)

選 挙 人 名 簿 へ の 登 録 を 行 う 日

公 職 選 挙 法 (昭 和 25 年 法 律 第 100 号) 第 22 条 第 1 項 の 規 定 に よ り
、 令 和 6 年 6 月 1 日 に お け る 選 挙 人 名 簿 へ の 登 録 を 行 う 日 は 、 登 録
月 の 1 日 の 直 後 の 同 項 に 規 定 す る 地 方 公 共 団 体 の 休 日 以 外 の 日 と す
る 。

令 和 6 年 4 月 19 日

横 浜 市 金 沢 区 選 挙 管 理 委 員 会

登 録 を 行 う 日

令 和 6 年 6 月 3 日

港北区選挙管理委員会告示第 1 号（令和 6 年 4 月 19 日 掲示済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年 6 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 6 年 4 月 19 日

横浜市港北区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 6 年 6 月 3 日

緑 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 3 号 (令 和 6 年 4 月 19 日 掲 示 済)

選 挙 人 名 簿 へ の 登 録 を 行 う 日

公 職 選 挙 法 (昭 和 25 年 法 律 第 100 号) 第 22 条 第 1 項 の 規 定 に よ り
、 令 和 6 年 6 月 1 日 に お け る 選 挙 人 名 簿 へ の 登 録 を 行 う 日 は 、 登 録
月 の 1 日 の 直 後 の 同 項 に 規 定 す る 地 方 公 共 団 体 の 休 日 以 外 の 日 と す
る 。

令 和 6 年 4 月 19 日

横 浜 市 緑 区 選 挙 管 理 委 員 会

登 録 を 行 う 日

令 和 6 年 6 月 3 日

青 葉 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号 (令 和 6 年 4 月 19 日 掲 示 済)

選 挙 人 名 簿 へ の 登 録 を 行 う 日

公 職 選 挙 法 (昭 和 25 年 法 律 第 100 号) 第 22 条 第 1 項 の 規 定 に よ り
、 令 和 6 年 6 月 1 日 に お け る 選 挙 人 名 簿 へ の 登 録 を 行 う 日 は 、 登 録
月 の 1 日 の 直 後 の 同 項 に 規 定 す る 地 方 公 共 団 体 の 休 日 以 外 の 日 と す
る 。

令 和 6 年 4 月 19 日

横 浜 市 青 葉 区 選 挙 管 理 委 員 会

登 録 を 行 う 日

令 和 6 年 6 月 3 日

栄区選挙管理委員会告示第 3 号（令和 6 年 4 月 19 日 掲 示 済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年 6 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 6 年 4 月 19 日

横浜市栄区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 6 年 6 月 3 日

瀬谷区選挙管理委員会告示第 1 号（令和 6 年 4 月 19 日 掲示済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年 6 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 6 年 4 月 19 日

横浜市瀬谷区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 6 年 6 月 3 日

鶴見区選挙管理委員会告示第 1 号（令和 6 年 4 月 22 日 掲示済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年 6 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 6 年 4 月 22 日

横浜市鶴見区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 6 年 6 月 3 日

中 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号 (令 和 6 年 4 月 22 日 掲 示 済)

選 挙 人 名 簿 へ の 登 録 を 行 う 日

公 職 選 挙 法 (昭 和 25 年 法 律 第 100 号) 第 22 条 第 1 項 の 規 定 に よ り
、 令 和 6 年 6 月 1 日 に お け る 選 挙 人 名 簿 へ の 登 録 を 行 う 日 は 、 登 録
月 の 1 日 の 直 後 の 同 項 に 規 定 す る 地 方 公 共 団 体 の 休 日 以 外 の 日 と す
る 。

令 和 6 年 4 月 22 日

横 浜 市 中 区 選 挙 管 理 委 員 会

登 録 を 行 う 日

令 和 6 年 6 月 3 日

南 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 4 号 (令 和 6 年 4 月 22 日 掲 示 済)

選 挙 人 名 簿 へ の 登 録 を 行 う 日

公 職 選 挙 法 (昭 和 25 年 法 律 第 100 号) 第 22 条 第 1 項 の 規 定 に よ り
、 令 和 6 年 6 月 1 日 に お け る 選 挙 人 名 簿 へ の 登 録 を 行 う 日 は 、 登 録
月 の 1 日 の 直 後 の 同 項 に 規 定 す る 地 方 公 共 団 体 の 休 日 以 外 の 日 と す
る 。

令 和 6 年 4 月 22 日

横 浜 市 南 区 選 挙 管 理 委 員 会

登 録 を 行 う 日

令 和 6 年 6 月 3 日

都筑区選挙管理委員会告示第 1 号（令和 6 年 4 月 22 日 掲示済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年 6 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 6 年 4 月 22 日

横浜市都筑区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 6 年 6 月 3 日

戸塚区選挙管理委員会告示第 4 号（令和 6 年 4 月 22 日 掲示済）

選挙人名簿への登録を行う日

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年 6 月 1 日における選挙人名簿への登録を行う日は、登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とする。

令和 6 年 4 月 22 日

横浜市戸塚区選挙管理委員会

登録を行う日

令和 6 年 6 月 3 日

泉 区 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 1 号 (令 和 6 年 5 月 21 日 掲 示 済)

選 挙 人 名 簿 へ の 登 録 を 行 う 日

公 職 選 挙 法 (昭 和 25 年 法 律 第 100 号) 第 22 条 第 1 項 の 規 定 に よ り
、 令 和 6 年 6 月 1 日 に お け る 選 挙 人 名 簿 へ の 登 録 を 行 う 日 は 、 登 録
月 の 1 日 の 直 後 の 同 項 に 規 定 す る 地 方 公 共 団 体 の 休 日 以 外 の 日 と す
る 。

令 和 6 年 5 月 21 日

横 浜 市 泉 区 選 挙 管 理 委 員 会

登 録 を 行 う 日

令 和 6 年 6 月 3 日

人事委員会

公益的法人等への横浜市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 4 月 30 日

横浜市人事委員会

横浜市人事委員会規則第 11 号（令和 6 年 4 月 30 日揭示済）

公益的法人等への横浜市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への横浜市職員の派遣等に関する規則（平成 14 年 2 月横浜市人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 9 号を次のように改める。

(9) 公益財団法人横浜市観光協会
附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 22 日から適用する。

横浜市人事委員会公告第 1 号（令和 6 年 5 月 14 日 掲 示 済）

I R I S 横 浜 の 職 員 団 体 の 登 録

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 53 条及び職員団体の登録に関する条例（昭和 41 年 8 月横浜市条例第 36 号）第 2 条の規定に基づき申請のあった I R I S 横 浜 の 職 員 団 体 の 登 録 に つ い て は 、 職 員 団 体 登 録 簿 に 次 の と お り 登 録 し た の で 、 職 員 団 体 の 登 録 等 に 関 す る 規 則 （ 平 成 6 年 9 月 横 浜 市 人 事 委 員 会 規 則 第 12 号 ） 第 8 条 の 規 定 に 基 づ き 公 告 す る 。

令和 6 年 5 月 14 日

横浜市人事委員会

1	名 称	I R I S 横 浜
2	登 録 年 月 日	令 和 6 年 5 月 14 日
3	登 録 番 号	第 19 号
4	連 合 体 ・ 非 連 合 体 の 別	非 連 合 体
5	法 人 ・ 非 法 人 の 別	非 法 人

正 誤

令和 6 年 定期 第 162 号 30 ページ 上 から 24 行 目 及 び 30 行 目 「 中 区 本 牧 ぶ 頭 」 は 「 同 」 の 誤 り 。

令和 6 年 号 外 第 5 83 ページ の 表 中

「

財 政 局	主 税 部 対 徴 収 策 課	—	—	午 前 9 時 30 分 か 後 4 時 45 分 ま で	午 後 零 時 1 分 か 後 1 時 5 分 ま で	—	日 曜 日 及 び 土 日
	フ ァ シ リ テ イ マ ネ ジ メ ン ト 推 進 部 フ ァ シ リ マ ネ ジ ト 課	—	—	午 前 8 時 30 分 か 後 5 時 15 分 ま で	午 後 零 時 1 分 か 後 1 時 5 分 ま で	—	日 曜 日 、 土 曜 日 、 日 曜 日 月 曜 日 か 曜 日 で だ か 課 指 る 1
に ぎ わ い ス ポ 一 ツ 文 化 局	総 務 部 総 務 課	—	—	午 前 8 時 30 分 か 後 5 時 15 分 ま で	午 後 零 時 1 分 か 後 1 時 5 分 ま で	—	日 曜 日 、 土 曜 日 、 日 曜 日 月 曜 日 か 曜 日 で だ か 課 指 る 1

」

は
「

財 政 局	主 税 部 対 徴 収 策 課	—	—	午 前 9 時 30 分 か 後 4 時 45 分 ま で	午 後 零 時 1 分 か 後 1 時 5 分 ま で	—	日 曜 日 及 び 土 日
-------	--------------------	---	---	---	---	---	------------------

にぎわ いスポ ーツ文 化局	総務部 総務課	—	—	午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで	午後 零 時から 午後 1 時まで	—	日曜日 、土曜 日及び 月曜日 か曜日 でであ り、長 期指定 する日
-------------------------	------------	---	---	--	----------------------------	---	---

の誤り。

令和 6 年号外第 5 236 ページ表中

デジタル統括本 部	1 行政情報ネットワーク、住民情報系シ ステム及びネットワークの保全に関する こと。 2 他局に対する応援に関すること。
--------------	---

は
「

デジタル統括本 部	1 行政情報ネットワーク、住民情報系シ ステム及びネットワークの保全に関する こと。 2 他局に対する応援に関すること。
--------------	---

の誤り。

令和 6 年定期第 163 号 71 ページ上から 20 行目「異動日後に第 1 号又は第 3 号に掲げる職員となった者にあつては、当該職員となった日」は「異動日後に第 1 号又は第 3 号に掲げる職員になった者にあつては、当該職員となった日」の誤り。

令和 6 年定期第 163 号 71 ページ上から 35 行目「4 条」は「5 条」の誤り。